令和七年二月 定例島根県議会議案 (条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和7年2月13日

島根県知事	丸	ılı	達	也
四化木刈于	~し	ш	上	

第23号議案	島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例1
第24号議案	職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例 2
第25号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 5
第26号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 57
第27号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例
第28号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例61
第29号議案	島根県収入証紙条例を廃止する条例114
第30号議案	県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例
第31号議案	市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を 改正する条例
第32号議案	県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定 数条例の一部を改正する条例

第33号議案	島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 142
第34号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の
	利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する
	条例等の一部を改正する条例
第35号議案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部
	を改正する条例
第36号議案	島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改
	正 する 条例
第37号議案	島根県営住宅条例の一部を改正する条例146
第38号議案	島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 147
第39号議案	島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
	の一部を改正する条例
第40号議案	島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例 157
第41号議案	島根県立自然公園条例の一部を改正する条例 158
第42号議案	島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施
	設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
	を改正する条例171

第43号議案	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正す	
	る条例	174
第44号議案	島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定	
	める条例	175
第45号議案	島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正	
	する条例	188
第46号議案	島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、	
	設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正	
	する条例	189
第47号議案	島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技	
	術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例	190
第48号議案	島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す	
	る条例	192
第49号議案	島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	
	の一部を改正する条例	193

第23号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

島根県吏員恩給条例(昭和23年島根県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第32条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用に関しては、恩給法第58条の2第1項の規定の適用に関して規定した同条第2項の規定の例による。

第41条に次の1項を加える。

3 前2項の規定の適用に関しては、恩給法第77条第1項及び第2項の規定の適用に関して規定した同条第3項の規定の例による。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

第24号議案

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない」を「第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)の一部 を次のように改正する。

第12条第1項中「定める者」の次に「(第12条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況 に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に 資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」 という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、 請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を 確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4 月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第12条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根 県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「定める者」の次に「(第12条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った教育職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、教育職員が配偶者等が当該教育職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教育職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該教育職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならな

110

2 任命権者は、教育職員に対して、当該教育職員が40歳に達した日の属する 年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定す る事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第12条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 教育職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の日を 時間外勤務の制限開始日とする第1条の規定による改正後の職員の勤務時間に 関する条例第9条第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達す るまでの子を養育するためのものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前 においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことがで きる。

第25号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号中「415,600円」を「416,600円」に改め、同項第2 号中「51,100円」を「51,600円」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第7項を次のように改める。

- 7 次の各号に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間 における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行 うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員 会規則で定める基準に従い決定するものとする。
 - (1) 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)以上の職員で人事委員会規則で定めるもの(次号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの 及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当 するものとして人事委員会規則で定める職員

第8条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行9級職員等」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行8級職員等」という。)」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養

親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第9条の5第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第10条第1項第1号中「道路(以下この項から第3項まで」を「道路(以下 この条」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第 5項」に、「いう。)。」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項 第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も 長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た 額)」を削り、同条第3項中「もののうち」の次に「、第1項第1号又は第3 号に掲げる職員で」を加え、「から通勤する特別急行列車等利用職員(第1項 第1号又は第3号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交 通機関等(以下この項において「特別急行列車等」という。)でその利用が人 事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するもので あると認められるもの」を「からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国 道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「特別急行列車等」 という。)」に、「以下この項において同じ。」を「第1号及び次項において 同じ。」に改め、「をいう。次項において同じ。)」を削り、同項第1号中 「特別急行列車等に係る通勤手当」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金 等に係る通勤手当」に、「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

第10条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、 第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員等給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第15条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定

する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第15条の11第2項中「から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第11条の2及び第11条の3」を「及び第8条」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区	職務の級	1級	2 級	3 級	4 級	5級	6級	7級	8級	9級
分	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	F.
	1	184,320	231,028	266,485	300,135	322,736	356,787	410,125	460,348	512,480
	2	185,425	232,534	267,490	301,642	324,544	358,495	412,033	465,873	519,41
	3	186,630	234,041	268,494	303,149	326,352	360,102	413,942	470,895	524,634
	4	187,735	235,548	269,499	304,555	328,059	361,709	415,750	475,616	528,953
	5	188,840	237,054	270,503	305,961	329,767	363,316	417,558	479,634	532,469
	6	190,547	238,561	271,508	307,066	331,475	365,124	419,366	483,150	535,78
	7	192,155	240,068	272,512	308,070	333,182	366,631	421,174	486,163	538,79
	8	193,762	241,575	273,517	309,276	334,890	368,238	422,982	488,674	541,30
	9	195,369	243,081	274,521	310,481	336,497	369,644	424,589	490,683	543,31
	10	197,077	244,487	275,526	312,088	338,205	371,252	426,096		
	11	198,684	245,894	276,530	313,695	339,912	372,859	427,602		
	12	200,291	247,300	277,635	315,303	341,519	374,365	429,109		
	13	201,898	248,505	278,639	316,809	343,026	376,274	430,616		
	14	203,606	249,711	279,945	318,416	344,633	378,182	431,922		
	15	205,313	250,916	281,251	320,024	346,240	380,091	433,227		
	16	207,021	252,121	282,456	321,631	347,747	381,899	434,433		
	17	208,327	253,226	283,762	323,137	349,153	383,406	435,638		
	18	209,934	254,331	285,068	324,845	350,861	385,214	436,944		
	19	211,541	255,436	286,273	326,452	352,468	386,921	438,250		
	20	213,048	256,541	287,479	328,059	354,075	388,528	439,455		
	21	214,554	257,546	288,584	329,466	355,281	390,236	440,660		
	22	216,161	258,550	289,789	331,173	356,787	391,642	441,464		
	23	217,769	259,555	291,095	332,881	358,294	393,049	442,268		
	24	219,376	260,559	292,401	334,488	359,801	394,455	443,071		
	25	220,983	261,563	293,707	335,693	361,508	395,861	443,674		
	26	222,690	262,468		337,602		397,066	444,277		
	27	223,996	263,372	295,715	339,309	365,024	398,272	444,879		
	28	225,302	264,276	296,820	340,917	366,731	399,276	445,482		
	29	226,608	265,079	297,925	342,423	368,138	400,381	446,185		
	30	227,713	265,883	299,131	344,030	369,444	401,587	446,989		
	31	228,818	266,686	300,236	345,638	370,649	402,692	447,390		
	32	229,923	267,490	301,441	347,245	372,055	403,796	448,094		
	33	231,028	268,193	302,646	348,952	373,160	404,500	448,596		
	34	232,133	268,997	303,952	350,760	374,064	405,203	448,998		
	35	233,237	269,800	305,258	352,568	375,069	405,906	449,399		
	36	234,342	270,503	306,564	354,377	376,174	406,609	449,801		
	37	235,447	271,206	307,870	355,883	376,977	407,212	450,203		

ı	ا مما	000 450	070 010	900 175	957 999	977 001	407.014	450 005	I
	38	236,452	272,010	309,175	357,289	377,881	407,814	450,605	
	39	237,456	272,814	310,481	358,696	378,785	408,317	451,007	
	40	238,360	273,517	311,787	360,102	379,589	408,718	451,308	
	41	239,264	274,220	313,093	361,609	380,392	409,120	451,609	
	42	240,168	275,023	314,399	362,412	381,196	409,321	452,011	
	43	240,972	275,827	315,704	363,417	381,999	409,622	452,312	
	44	241,775	276,530	316,809	364,421	382,703	409,924	452,614	
	45	242,479	277,233	317,713	365,325	383,406	410,225	452,915	
	46	243,081	277,936	319,019	366,430	384,109	410,526	402,310	
	47	243,684	278,639	320,325	367,334	384,812	410,828		
	48	244,287	279,343	321,631	368,339	385,515	411,129		
	49	244,889	280,046	322,836	369,243	386,017	411,330		
	50	245,492	280,749	324,142	369,946	386,620	411,631		
	51	246,095	281,452	325,347	370,649	387,223	411,933		
	52	246,597	282,155	326,553	371,252	387,926	412,234		
	53	247,099	282,758	327,859	371,653	388,328	412,435		
	54	247,501	283,461	328,963	372,256	388,930	412,736		
	55	247,801	284,064	330,068	372,959	389,533	413,038		
	56	248,104	284,767	331,173	373,662	390,035	413,339		
	90	240,104	204,101	551,175	373,002	390,033	415,559		
	57	248,405	285,369	331,876	373,964	390,437	413,540		
	58	248,706	286,073	332,780	374,667	391,040	413,841		
	59	249,008	286,675	333,484	375,370	391,642	414,142		
定年	60	249,309	287,378	334,287	375,973	392,145	414,343		
前再	0.1	0.40.610	007 001	005 001	070 074	000 540	43.4.5.4.4		
任用	61	249,610	287,981	335,091	376,274	392,546	414,544		
短時	62	249,912	288,684	335,492	376,776	393,049	414,846		
間勤	63	250,213	289,287	336,095	377,379	393,551	415,147		
務職 員以	64	250,514	289,789	336,798	377,982	394,154	415,348		
外の	65	250,816	290,291	337,602	378,283	394,455	415,549		
職員	66	251,117	290,894	338,305	378,886	394,857	415,850		
	67	251,418	291,396	339,008	379,589	395,258	416,151		
	68	251,720	291,999	339,611	380,191	395,660	416,352		
	60	0E0 001	202 501	240 110	200 502	202 000	416 EE0		
	69	252,021	292,501	340,113	380,593	395,962	416,553		
	70	252,322	293,003	340,716	381,095	396,263	416,855		
	71	252,624	293,606	341,218	381,698	396,564	417,156		
	72	252,925	294,209	341,821	382,200	396,765	417,357		
	73	253,226	294,711	342,122	382,703	396,966	417,558		
	74	253,528	295,213	342,624	383,305	397,267			
	75	253,829	295,615	343,026	383,807	397,569			
	76	254,130	295,916	343,428	384,109	397,770			
	77	254,432	296,117	343,830	384,511	397,971			
	78	254,733	296,419	344,332	385,013	398,272			
	79	255,034	296,619	344,834	385,415	398,573			
	80	255,336	296,921	345,336	385,816	398,774			
1									

			1	1	Ī		1		
81	255,637	297,122	345,638	386,218	398,975				
82	255,938	297,323	346,039	386,720	399,276				
83	256,240	297,624	346,441	387,122	399,578				
84	256,541	297,825	346,843	387,524	399,779				
85	256,842	298,126	347,144	387,825	399,979				
86	257,144	298,428	347,546						
87	257,445	298,729	347,948						
88	257,747	299,030	348,350						
	0=0.040	200 000	0.40 ==4						
89	258,048	299,332	348,551						
90	258,349	299,633	348,952						
91	258,651	299,934	349,354						
92	258,952	300,336	349,756						
93	259,253	300,537	349,957						
94	200,200								
		300,738	350,359						
95		301,039	350,760						
96		301,441	351,062						
97		301,642	351,363						
98		301,943	351,765						
99		302,345	352,167						
100		302,747	352,568						
100		002,141	002,000						
101		302,948	353,071						
102		303,249	353,472						
103		303,550	353,874						
104		303,852	354,276						
105		304,053	354,778						
106		304,354	355,180						
107		304,655	355,481						
108		304,957	355,783						
100		905 157	256 205						
109		305,157	356,285						
110		305,559							
111		305,961							
112		306,262							
113		306,463							
114		306,664							
114		306,966							
116		307,367							
110		501,501							
117		307,568							
118		307,769							
119		308,070							
120		308,372							
121		308,774							
122		308,974							
123		309,276							
124		309,577					1	1	

	125		309,878							
定年		基準給料								
前再		月額								
任用		円	円	円	円	円	円	円	円	円
短時		192,858	220,481	261,162	280,950	296,218	322,033	364,321	397,971	450,002
間勤										
務職										
員										

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 4 項に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区	職務の級	1級	2 級	3級	4 級	5級	6級	7級	8級	9 級
分	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	F.
	1	212,545	233,639	256,642	296,720	333,383	354,879	385,816	422,178	468,08
	2	214,956	235,849	258,651	297,724	334,890	356,586	387,524	423,785	474,310
	3	217,367	238,059	260,860	298,729	336,397	358,294	389,232	425,393	479,33
	4	219,778	240,269	263,070	299,633	337,903	359,901	390,939	426,899	483,652
	5	222,188	242,479	265,180	300,236	339,410	361,508	392,446	428,406	487,670
	6	224,599	244,487	266,485	300,939	340,816	363,216	394,053	430,013	491,18
	7	227,010	246,496	267,791	301,642	342,122	364,823	395,660	431,419	494,19
	8	229,220	248,304	269,097	302,345	343,428	366,430	397,267	432,826	496,710
	9	231,429	250,113	270,403	303,048	344,734	368,037	398,875	433,931	498,92
	10	233,539	251,820	271,709	303,751	346,341	369,644	400,482	435,337	
	11	235,648	253,528	273,014	304,454	347,948	371,252	402,089	436,844	
	12	237,657	254,934	274,320	305,057	349,555	372,859	403,696	438,350	
	13	239,666	256,340	275,626	305,760	351,062	374,466	405,203	439,656	
	14	241,675	258,148	276,831	306,564	352,669	376,073	407,212	441,364	
	15	243,684	259,555	277,936	307,267	354,276	377,680	409,221	442,971	
	16	245,291	261,061	279,443	308,070	355,783	379,287	411,230	444,578	
	17	246,898	262,568	280,749	308,774	357,289	380,895	412,736	445,984	
	18	248,405	263,773	282,055	309,577	358,897	382,502	414,444	447,692	
	19	249,912	264,979	283,360	310,582	360,504	384,109	416,051	449,399	
	20	251,418	266,084	284,566	311,486	362,010	385,716	417,759	451,007	
	21	252,925	267,389	285,771	312,390	363,517	387,323	419,366	452,413	
	22	254,532	268,595	286,374	313,695	365,124	388,930	420,872	453,116	
	23	256,039	269,901	286,977	315,001	366,731	390,638	422,379	453,819	
	24	257,546	271,206	287,579	316,307	368,339	392,345	423,785	454,522	
	25	259,052	272,613	288,081	317,613	369,745	394,053	424,991	454,924	
	26	260,258	274,019	288,684	319,120	371,453	396,062	426,497	455,426	
	27	261,463	275,325	289,287	320,425	373,160	397,971	428,004	456,029	
	28	262,668	276,631	289,789	321,530	374,767	399,879	429,410	456,632	
	29	263,874	277,635	290,291	322,535	376,374	401,587	430,917	457,234	
	30	265,180	278,941	290,894	323,740	377,982	402,993	432,223	457,937	
	31	266,485	280,247	291,396	324,946	379,589	404,198	433,428	458,440	
	32	267,791	281,452	291,898	326,050	381,296	405,504	434,634	458,942	
	33	269,097	282,657	292,401	327,155	383,004	406,509	435,638	459,444	
	34	270,604	283,260	293,003	328,361	385,013	407,613	436,341	459,745	
	35	271,910	283,863	293,506	329,566	387,022	408,618	437,145	460,047	
	36	273,316	284,465	294,008	330,671	389,031	409,622	437,848	460,449	
	37	274,320	284,968	294,510	331,776	390,738	410,727	438,350	460,850	

	38	275,626	285,570	295,113	332,981	392,446	411,933	438,752	461,051
	39	276,932	286,173	295,715	334,187	393,953	413,038	439,154	461,353
	40	278,137	286,776	296,318	335,392	395,459	414,142	439,455	461,553
	41	279,343	287,278	297,021	336,597	396,665	415,348	439,756	461,955
	42	279,945	287,881	297,724	337,803	397,669	416,151	440,058	462,156
	43	280,548	288,483	298,428	339,008	398,674	416,955	440,359	462,357
	44	281,151	288,986	299,131	340,213	399,678	417,558	440,660	462,558
	45	281,552	289,488	299,733	341,419	400,783	418,060	440,861	462,960
	46	282,155	289,990	300,637	342,725	401,888	418,763	441,163	
	47	282,657	290,492	301,441	343,930	402,993	419,466	441,464	
	48	283,160	290,994	302,245	345,135	404,098	420,069	441,765	
	49	283,662	291,597	303,048	346,341	405,404	420,772	442,067	
	50	284,265	292,099	304,153	347,747	406,207	421,174	442,368	
	51	284,767	292,702	305,258	349,053	407,011	421,776	442,669	
	52	285,269	293,305	306,262	350,359	407,613	422,379	442,971	
	53	285,771	293,907	307,267	351,263	408,116	422,781	443,172	
	54	286,374	294,611	308,372	352,568	408,819	423,183	443,473	
	55	286,876	295,314	309,376	353,774	409,522	423,685	443,774	
	56		296,017						
	90	287,378	290,017	310,481	354,979	410,225	424,187	444,076	
	57	287,881	296,619	311,486	356,185	410,526	424,689	444,277	
	58	288,383	297,524	312,591	357,591	411,230	425,292	444,578	
	59	288,885	298,327	313,695	358,997	411,933	425,694	444,879	
	60	289,387	299,131	314,800	360,403	412,435	426,096	445,080	
	61	289,890	299,934	315,805	361,709	412,837	426,497	445,281	
	62	290,392	300,838	316,910	363,216	413,238	426,799	445,582	
	63	290,894	301,742	318,015	364,723	413,741	427,100	445,884	
	64	291,396	302,646	319,120	366,129	414,243	427,401	446,185	
	CE.	901 909	202 450	200 104	907 994	41.4.745	497 709	440 200	
	65	291,898	303,450	320,124	367,334	414,745	427,703	446,386	
	66	292,401	304,354	321,229	368,740	415,147	428,004	446,687	
	67	292,903	305,157	322,334	370,046	415,649	428,306	446,989	
	68	293,405	305,961	323,439	371,453	416,151	428,506	447,290	
定年	69	293,907	306,865	324,443	372,557	416,654	428,707	447,491	
前再	70	294,410	307,769	325,649	373,763	417,156	429,009	447,792	
任用	71	294,912	308,673	326,854	374,968	417,759	429,310	448,094	
短時	72	295,414	309,577	328,059	376,174	418,261	429,511	448,395	
間勤 務職	73	295,916	310,381	328,763	377,479	418,663	429,712	448,596	
員以	74	296,519	311,285	330,068	378,685	419,265	430,013		
外の	75	297,122	312,189	331,374	379,890	419,768	430,314		
職員	76	297,624	312,992	332,680	380,995	419,968	430,515		
	77	200 126	313,695	333,986	382,100	490 970	420 71 <i>C</i>		
	77	298,126	I			420,270	430,716		
	78	298,729	314,600	335,392	383,305	420,772	431,018		
	79	299,332	315,504	336,798	384,410	421,073	431,319		
	80	299,934	316,508	338,205	385,616	421,375	431,520		

01	300,537	317,412	339,510	386,720	421,676	491 791		l
81 82	I					431,721		
	301,240	318,517	341,118	387,323	422,078	432,022 432,323		
83	301,943	319,521	342,624	387,825	422,480			
84	302,546	320,526	344,131	388,328	422,881	432,524		
85	303,149	321,430	345,537	388,930	423,183	432,725		
86	303,852	322,434	347,044	389,533				
87	304,555	323,439	348,551	390,136				
88	305,258	324,443	349,957	390,738				
89	305,961	325,448	351,263	391,040				
90	306,765	326,754	352,468	391,542				
91	307,568	327,959	353,673	392,044				
92	308,271	329,164	354,979	392,546				
00	200 774	990 970	950 905	900 040				
93	308,774	330,370	356,285	392,948				
94	309,678	331,675	357,792	393,350				
95	310,582	332,881	359,298	393,852				
96	311,385	334,086	360,705	394,354				
97	312,189	335,292	362,010	394,756				
98	313,193	336,597	363,216	395,258				
99	314,097	337,803	364,321	395,761				
100	315,001	339,008	365,526	396,263				
101	315,905	340,414	366,631	396,564				
102	316,910	341,318	367,736	396,966				
103	317,914	342,323	368,841	397,468				
104	318,818	343,428	369,946	397,770				
105	319,622	344,533	371,151	398,071				
106	320,225	345,638	371,653	398,573				
107	320,827	346,642	372,256	399,075				
108	321,430	347,647	372,859	399,578				
100	021,400	041,041	014,000	555,516				
109	321,932	348,852	373,461	399,879				
110	322,434	349,856	373,964	400,381				
111	322,836	350,861	374,365	400,883				
112	323,338	351,765	374,868	401,386				
113	324,142	352,669	375,269	401,687				
114	324,845	353,573	375,671	402,189				
115	325,548	354,577	376,174	402,692				
116	326,151	355,582	376,676	403,194				
117	326,754	356,586	377,078	403,596				
118	327,457	356,988	377,580	404,098				
119	328,160	357,591	378,182	404,500				
120	328,963	358,194	378,685	405,002				
121	329,566	358,495	378,886	405,404				
121	329,867	358,897	379,388	400,404				
123	330,370	359,298	379,890					
123	330,872	359,700	380,292					

1 1	I	I	I	l	I	l	l		I	
	125	331,173	360,102	380,794						
	126		360,504	381,296						
	127		360,906	381,799						
	128		361,307	382,301						
	129		361,709	382,602						
	130		362,111	383,104						
	131		362,513	383,607						
	132		362,915	384,109						
	133		363,115	384,410						
	134		363,618	384,912						
	135		364,019	385,314						
	136		364,321	385,716						
	107		004.000	000.017						
	137		364,622	386,017						
	138 139		365,024 365,526	386,520 387,022						
	140		366,028	387,524						
	140		500,020	501,024						
	141		366,330	387,825						
	142		366,832							
	143		367,334							
	144		367,836							
	145		368,138							
定年			基準給料							
前再		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
任用		円 947 200	円 950.159	円	円 905 119	円	円 200 250	円 250.150	円 205 017	円
短時間勤		247,300	259,153	263,372	295,113	311,988	326,352	350,158	385,917	418,060
務職										
/労職 員										
具										

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3(第3条関係)

海事職給料表

t員)区	職務の級	1 級	2 級	3級	4級	5級
}	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	208,226	277,233	320,626	367,234	410,325
	2	211,541	279,041	321,731	368,941	412,435
	3	214,755	280,749	322,836	370,649	414,544
	4	217,266	282,456	323,841	372,357	416,654
	5	219,778	284,164	324,845	373,863	418,665
	6	222,992	285,671	326,251	375,571	420,069
	7	226,206	287,077	327,859	377,278	421,475
	8	229,420	288,584	329,466	378,886	422,883
	9	232,635	290,090	331,374	380,493	424,288
	10	235,749	291,597	332,981	381,999	425,593
	11	238,862	293,003	334,588	383,506	426,899
	12	241,876	294,410	336,196	385,013	428,108
	13	244,889	295,816	337,903	386,520	429,310
	14	247,802	297,222	339,510	387,926	430,515
	15	250,615	298,628	341,118	389,232	431,721
	16	253,427	300,035	342,725	390,537	432,826
	17	256,240	301,441	344,231	392,044	433,830
	18	259,153	302,847	345,035	393,651	434,935
	19	261,965	304,153	345,839	395,258	436,040
	20	264,577	305,459	346,642	396,866	437,145
	21	267,189	306,765	347,446	398,473	438,149
	22	268,595	307,568	348,249	399,979	439,053
	23	270,001	308,372	349,053	401,386	439,95
	24	271,407	309,075	349,856	402,792	440,863
	25	272,814	309,778	350,660	404,198	441,765
	26	274,019	310,481	351,464	405,504	442,669
	27	275,224	311,184	352,267	406,709	443,573
	28	276,329	311,887	353,071	407,915	444,37
	29	277,434	312,591	353,774	409,120	444,779
	30	278,037	313,193	354,577	410,225	445,383
	31	278,539	313,796	355,381	411,230	445,984
	32	279,041	314,399	356,084	412,234	446,587
	33	279,544	315,001	356,787	412,736	447,089
	34	279,945	315,604	357,490	413,640	447,390
	35	280,347	316,207	358,194	414,544	447,893
	36	280,749	316,709	358,897	415,448	448,294
	37	281,151	317,211	359,600	416,352	448,596

	38	281,552	317,713	360,303	417,256	449,198
	39	281,954	318,216	360,906	418,160	449,801
	40	282,256	318,617	361,609	419,064	450,404
	44	000 555	010.010	000 410	410.000	454.005
	41	282,557	319,019	362,412	419,868	451,007
	42	282,858	319,421	363,216	420,772	451,710
	43	283,160	319,823	363,919	421,676	452,312
	44	283,461	320,225	364,622	422,379	452,915
	45	283,762	320,626	365,325	422,580	453,216
	46	284,064	321,028	366,129	422,982	453,919
	47	284,365	321,430	366,932	423,384	454,623
	48	284,666	321,832	367,736	423,685	455,326
定年	49	294 069	322,233	269 540	423,986	455 799
		284,968		368,540		455,728
前再	50	285,269	322,635	369,544	424,187	456,029
任用	51	285,570	323,037	370,448	424,589	456,330
短時 間勤	52	285,872	323,338	371,151	424,991	456,531
務職	53	286,173	323,640	371,754	425,292	456,732
員以	54	286,474	323,941	372,658	425,794	456,933
外の	55	286,776	324,242	373,562	426,397	457,234
職員	56	286,977	324,544	374,365	426,899	457,536
	57	287,177	324,845	374,868	427,502	457,736
	58	287,479	325,146	375,269	428,105	458,038
	59	287,780	325,448	375,571	428,607	458,339
	60	287,780	325,649	375,872	429,109	458,538 458,540
	61	288,182	325,850	376,174	429,712	458,741
	62	288,483	326,151	376,575	430,214	
	63	288,785	326,452	376,877	430,817	
	64	288,986	326,653	377,178	431,419	
	65	289,186	326,854	377,379	431,922	
	66	289,488	327,155	377,680	432,524	
	67	289,789	327,457	377,982	433,027	
	68	289,990	327,658	378,283	433,629	
	69	290,191	327,859	378,584	434,131	
	70	290,392	321,000	378,785	434,634	
	70	290,593		379,187	435,236	
	72	290,894		379,488	435,839	
	79	901 105		270 700	496 140	
	73	291,195		379,790	436,140	
	74			380,292	436,743	
	75			380,794	437,346	
	76			381,196	437,848	
	77			381,598	438,250	
	78			381,999	438,752	
	79			382,502	439,455	
	80			383,004	440,158	

	81			383,406	440,359	
	82			383,908		
	83			384,310		
	84			384,712		
	85			385,214		
	86			385,716		
	87			386,218		
	88			386,720		
	89			387,022		
	90			387,424		
	91			387,725		
	92			388,127		
	93			388,629		
	94			388,930		
	95			389,433		
	96			389,834		
	97			390,437		
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		円	円	円	円	円
任用		226,106	256,240	286,173	327,658	356,687
短時						
間勤						
務職						
員						

備考 この表は、試験船、実習船等に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

研究職給料表

战員 D区	職務 の級	1級	2 級	3 級	4 級	5級
}	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	184,722	234,945	327,557	377,680	448,495
	2	185,826	239,264	329,566	379,086	458,440
	3	187,032	241,976	331,575	380,493	467,882
	4	188,137	244,688	333,584	381,899	477,826
	5	189,242	247,300	335,392	383,305	487,469
	6	191,351	248,907	337,401	384,712	497,313
	7	193,460	250,414	339,309	386,118	506,252
	8	195,570	251,921	341,218	387,524	514,188
	9	197,679	253,427	343,026	388,930	522,023
	10	199,688	255,537	344,633	390,437	529,154
	11	201,697	257,646	346,240	391,843	534,478
	12	203,706	259,655	347,847	393,250	538,998
	13	205,715	261,664	349,455	394,656	542,012
	14	207,623	263,974	350,459	396,162	544,020
	15	209,532	266,284	351,464	397,669	
	16	211,340	268,494	352,468	399,176	
	17	213,048	270,704	353,573	400,683	
	18	214,856	273,115	354,879	402,290	
	19	216,664	275,526	356,084	403,897	
	20	218,472	277,936	357,289	405,604	
	21	220,280	280,247	358,495	406,810	
	22	222,088	282,356	359,600	408,216	
	23	223,795	284,465	360,705	409,622	
	24	225,503	286,474	361,810	410,928	
	25	227,211	288,483	362,915	412,234	
	26	229,320	290,392	363,919	413,540	
	27	231,228	292,300	364,923	415,047	
	28	233,137	294,209	365,928	416,553	
	29	235,045	296,117	366,832	417,759	
	30	236,150	297,624	367,736	418,964	
	31	237,255	299,131	368,540	420,571	
	32	238,360	300,637	369,343	422,078	
	33	239,766	302,144	370,046	423,384	
	34	241,273	303,651	370,850	424,790	
	35	242,780	305,157	371,653	426,196	
	36	244,287	306,564	372,457	427,602	
	37	245,793	307,970	373,261	429,009	

					1	
	38	247,400	308,874	374,064	430,415	
	39	249,008	309,778	374,868	431,821	
	40	250,615	310,682	375,671	433,227	
	41	252,222	311,486	376,475	434,332	
	42	253,729	311,988	377,781	435,638	
	43	255,235	312,490	379,086	437,044	
	44	256,742	312,992	380,292	438,350	
	45	258,249	313,495	380,995	439,154	
	46	259,555	313,997	381,999	439,957	
	47	260,760	314,499	382,803	440,861	
	48	261,965	315,001	383,506	441,765	
	49	263,171	315,403	384,209	442,569	
	50	264,276	315,905	384,912	443,373	
		· ·				
	51 52	265,380 266,485	316,408 316,910	385,616 386,319	443,975 444,779	
	02	200,400	510,510	300,313	444,779	
	53	267,590	317,312	386,921	445,181	
	54	268,695	317,814	387,624	445,783	
	55	269,700	318,216	388,428	446,286	
	56	270,704	318,617	389,232	446,788	
	57	271,709	319,019	389,834	447,290	
定年	58	272,412	319,421	390,638		
前再	59	273,014	319,823	391,341		
任用	60	273,617	320,225	392,044		
短時		,	,			
間勤	61	274,220	320,626	392,647		
務職	62	274,822	321,229	393,350		
員以	63	275,425	321,832	394,053		
外の 職員	64	276,028	322,434	394,756		
1440只	65	276,631	322,937	395,459		
	66	277,233	323,539	396,062		
	67	277,836	324,142	396,665		
	68	278,439	324,745	397,368		
	69	279,041	325,247	398,071		
	70	279,744	325,850	398,573		
	70	280,448	326,452	399,176		
	72	281,151	327,055	399,779		
	72	901 759	297 557	400 201		
	73 74	281,753	327,557	400,281		
		282,456	328,260	400,883		
	75 76	283,160	328,963	401,486		
	76	283,863	329,667	401,988		
	77	284,465	330,370	402,491		
	78	285,169	331,073	402,993		
	79	285,872	331,776	403,495		
	80	286,474	332,479	404,198		
1						

前再 任用		円 222,791	円 264,778	円 289,890	円 332,881	392,3 ²
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	121	305,961	351,464			
	120	305,660	351,062			
	119	305,358	350,660			
	118	305,157	350,258			
	117	304,856	349,856			
	116	304,555	349,354			
	115	304,253	348,952			
	114	303,952	348,551			
	113	303,651	348,149			
	112	303,349	347,647			
	111	303,149	347,245			
	110	302,847	346,843			
	109	302,445	346,441			
	108	302,245	345,939			
	107	301,943	345,537			
	106	301,441	345,035			
	105	300,939	344,633			
	104	ასს,მა <i>1</i>	044,431			
	103	300,135	343,729			
	102	300,135	343,729			
	101 102	299,332 299,733	342,725 343,227			
	101	ഉഥ ഉള്ള	240 705			
	100	298,829	342,222			
	99	298,327	341,720			
	98	297,724	341,218			
	97	297,122	340,716			
	96	296,820	340,213			
	95	296,218	339,812			
	94	295,615	339,410			
	93	294,912	339,008			
		201,000	550,101			
	92	294,309	338,707			
	90	293,003	337,903			
	89 90	292,300 293,003	337,401 337,903			
	00	909 900	297 401			
	88	291,698	337,100			
	87	291,095	336,698			
	86	290,392	336,296			
	85	289,689	335,794			
	84	289,086	335,292			
	83	288,483	334,689			
	82	287,780	333,986			

短時			
間勤 務職			
員			
備考 この表は、試	ば験場、研究所等で人事委員会(の指定するものに勤務し、試験	研究業務に従事する職員で人
事委員会規則で	で定めるものに適用する。		

別表第5(第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35 36	385,300 386,700	456,300 457,700	514,300 515,600	

		1	1		
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
				,	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
		,	,	,	
	45	397,000	470,100	524,800	
定年	46	397,600	471,100	525,600	
前再	47	398,200	472,000	526,400	
任用	48	398,800	472,800	527,100	
短時					
間勤	49	399,400	473,500	527,900	
務職	50	399,900	474,200	528,700	
員以	51	400,400	474,900	529,400	
外の	52	400,900	475,500	530,300	
職員					
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	0.5	400 100	400,000	544.400	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	70		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	14		400,900	547,000	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800	070,700	
	75		488,200		
	76		488,700		
			100,100		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		

	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		円	円	円	円
任用		301,700	344,400	399,500	473,300
短時					
間勤					
務職					
員					

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区	職務の級	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6級	7級
分	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,443	228,416	264,175	283,059	316,408	362,312	416,855
	2	191,552	229,722	264,979	283,863	317,814	364,019	418,763
	3	193,661	231,028	265,782	284,666	319,220	365,627	420,672
	4	195,771	232,333	266,586	285,369	320,626	367,234	422,480
	5	197,780	233,539	267,389	286,073	322,033	368,841	424,288
	6	199,789	234,644	268,193	286,776	323,640	370,448	425,895
	7	201,798	235,648	268,997	287,479	325,146	372,055	427,502
	8	203,606	236,653	269,800	288,282	326,653	373,662	429,009
	9	205,414	237,758	270,604	289,086	328,160	375,269	430,515
	10	207,322	238,963	271,407	289,890	329,767	377,278	431,821
	11	209,231	240,269	272,211	290,693	331,274	379,287	433,127
	12	211,340	241,575	273,014	291,396	332,780	381,296	434,433
	13	213,048	242,880	273,818	292,099	334,287	382,703	435,739
	14	215,057	244,186	274,622	293,204	335,894	384,410	436,944
	15	217,266	245,492	275,425	294,309	337,401	386,118	438,149
	16	219,376	246,697	276,229	295,515	338,908	387,825	439,254
	17	221,485	247,903	277,032	296,720	340,414	389,533	440,460
	18	222,590	249,108	277,836	297,925	342,022	391,040	441,565
	19	223,695	250,313	278,639	299,131	343,629	392,546	442,770
	20	224,800	251,519	279,443	300,336	345,135	394,053	443,975
	21	225,905	252,624	280,247	301,541	346,441	395,359	445,080
	22	226,809	253,528	281,151	302,747	347,948	396,665	445,884
	23	227,713	254,331	282,055	303,952	349,455	397,971	446,286
	24	228,617	255,135	282,858	305,157	350,961	399,075	446,989
	25	229,521	255,938	283,662	306,363	352,468	400,180	447,491
	26	230,425	256,742	284,566	307,568	353,975	401,285	447,893
	27	231,329	257,546	285,470	308,673	355,481	402,390	448,294
	28	232,233	258,349	286,273	309,878	356,888	403,495	448,696
	29	233,137	259,153	287,077	311,184	358,294	404,299	449,098
	30	234,041	259,956	288,182	312,390	359,901	405,102	449,500
	31	234,945	260,760	289,186	313,595	361,408	405,906	449,902
	32	235,849	261,563	290,191	314,800	362,915	406,709	450,203
	33	236,653	262,367	291,195	316,006	364,120	407,111	450,504
	34	237,456	263,171	292,300	317,111	365,225	407,714	450,906
	35	238,260	263,874	293,305	318,316	366,430	408,216	451,207
	36	239,063	264,677	294,309	319,521	367,535	408,618	451,509
	. '		'			'		

	37	239,867	265,581	295,314	320,727	368,540	409,020	451,8
	38	240,671	266,385	296,318	322,033	369,343	409,020	401,0
	39	241,474	267,189	297,323	323,338	370,348	409,522	
	40	242,278	267,189	298,327	324,544	371,453	409,823	
	40	242,210	201,332	230,021	524,544	371,400	409,020	
	41	242,880	268,796	299,332	325,448	372,457	410,125	
	42	243,483	269,599	300,537	326,653	373,461	410,426	
	43	244,086	270,403	301,642	327,859	374,466	410,727	
	44	244,588	271,206	302,747	329,064	375,370	411,029	
	45	245,090	271,910	303,852	330,169	376,174	411,230	
	46	245,693	272,713	304,957	331,173	376,977	411,531	
	47	246,195	273,517	306,062	332,178	377,881	411,832	
	48	246,597	274,320	307,166	333,082	378,685	412,134	
	40	9.4.0.000	975 099	200 271	222 000	270 107	410.004	
	49	246,999	275,023	308,271	333,986	379,187	412,334	
	50	247,501	275,827	309,376	334,990	379,991	412,636	
	51	248,003	276,530	310,481	335,995	380,794	412,937	
	52	248,505	277,233	311,586	336,899	381,598	413,238	
	53	248,807	277,936	312,591	337,401	381,999	413,439	
定年	54	249,108	278,639	313,595	338,305	382,703		
前再	55	249,409	279,343	314,600	339,008	383,406		
任用	56	249,711	280,046	315,604	339,912	384,008		
短時		050.010	000.740	016 600	0.40.015	004 410		
間勤	57	250,012	280,749	316,608	340,615	384,410		
務職	58	250,313	281,452	317,613	340,917	384,912		
員以	59	250,615	282,155	318,617	341,419	385,515		
外の 職員	60	250,916	282,758	319,521	342,022	386,118		
1477	61	251,217	283,360	320,425	342,624	386,520		
	62	251,519	284,064	321,229	343,327	387,022		
	63	251,820	284,767	321,932	344,030	387,524		
	64	252,121	285,369	322,635	344,633	388,026		
	65	252,423	285,972	323,238	345,336	388,629		
	66	252,724	286,675	323,941	345,839	389,131		
	67	253,025	287,378	324,544	346,441	389,734		
	68	253,327	287,981	325,146	347,044	390,337		
	69	253,628	288,584	325,749	347,345	390,839		
	70	253,930	289,287	325,950	347,948	391,341		
	71	254,231	289,990	326,452	348,450	391,843		
	72	254,432	290,593	326,954	348,952	392,345		
	73	254,633	291,195	327,557	349,455	392,647		
	74	254,934	291,698	328,059	349,957	393,149		
	75	255,235	292,099	328,562	350,459	393,551		
	76	255,436	292,501	328,963	350,861	393,953		
	77	055 307	000 000	000 500	051.100	004.054		
	77	255,637	292,903	329,566	351,162	394,354		
	78	255,938	293,204	330,068	351,464			

91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	基準給料月額円	296,419 296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,428 298,628 298,628 299,432 299,633 299,934 300,236	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,296 336,597 336,899 337,100 337,501 337,501 337,501 337,903 338,104 338,305 338,707 339,109 339,510 339,711 基準給料 月額	355,381 355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198 359,700	基準給料	基準給料月額円	基準給料
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	基準給料	296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432 299,633 299,934 300,236	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,597 336,899 337,100 337,501 337,501 337,903 338,104 338,305 338,707 339,109 339,510	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198	基準給料	基準給料	基準給料
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432 299,633 299,934	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,597 336,899 337,100 337,301 337,501 337,903 338,104 338,305 338,707 339,109 339,510	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432 299,633 299,934	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,597 336,899 337,100 337,301 337,501 337,903 338,104 338,305 338,707 339,109	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432 299,633 299,934	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,597 336,899 337,100 337,301 337,501 337,903 338,104 338,305 338,707 339,109	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432 299,633 299,934	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,597 336,899 337,100 337,301 337,501 337,501 337,903 338,104	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432 299,633 299,934	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,597 336,899 337,100 337,301 337,501 337,903 338,104	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432 299,633 299,934	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,597 336,899 337,100 337,301 337,501 337,903 338,104	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432 299,633	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,597 336,899 337,100 337,301 337,501 337,903	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930 299,231 299,432	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,296 336,597 336,899 337,100 337,301 337,501	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,296 336,597 336,899 337,100	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99 100		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628 298,930	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,296 336,597 336,899 337,100	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796 359,198			
91 92 93 94 95 96 97 98 99		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428 298,628	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,296 336,597 336,899	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394 358,796			
91 92 93 94 95 96 97 98		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925 298,227 298,428	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095 336,296 336,597	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490 357,993 358,394			
91 92 93 94 95 96		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490			
91 92 93 94 95 96		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624 297,925	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794 336,095	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089 357,490			
91 92 93 94 95		296,619 296,820 297,222 297,423 297,624	334,689 334,990 335,191 335,492 335,794	355,682 355,984 356,285 356,687 357,089			
91 92 93 94		296,619 296,820 297,222 297,423	334,689 334,990 335,191 335,492	355,682 355,984 356,285 356,687			
91 92 93		296,619 296,820 297,222	334,689 334,990 335,191	355,682 355,984 356,285			
91 92		296,619 296,820	334,689 334,990	355,682 355,984			
91		296,619	334,689	355,682			
		I					
		296,419	004,401	355,381			
90		I	334,287				
89		296 218	334 086	355,080			
88		295,816	333,785	354,678			
87		295,615	333,484	354,377			
86		295,414	333,182	354,075			
85	257,646	295,213	332,780	353,774			
84	257,445	295,012	332,379	353,372			
83	257,244	294,711	332,077	353,071			
82	256,943	294,410	331,876	352,769			
81	256,642	294,108	331,475	352,468			
	81 82 83 84 85 86 87 88	32 256,943 33 257,244 84 257,445 85 257,646 86 87 88	81	81	81	81 256,642 294,108 331,475 352,468 82 256,943 294,410 331,876 352,769 83 257,244 294,711 332,077 353,071 84 257,445 295,012 332,379 353,372 85 257,646 295,213 332,780 353,774 86 295,414 333,182 354,075 87 295,615 333,484 354,377 88 295,816 333,785 354,678	81

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5級	6 級	7級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	F
	1	208,628	241,675	283,059	296,519	320,727	363,618	418,16
	2	210,536	243,885	283,561	297,122	321,731	365,325	420,37
	3	212,344	246,095	284,064	297,724	322,736	367,033	422,58
	4	214,052	248,304	284,566	298,227	323,740	368,740	424,68
	5	215,760	250,514	285,068	298,729	324,745	370,548	426,59
	6	217,668	251,519	285,570	299,332	325,950	372,557	428,50
	7	219,476	252,423	286,073	299,934	327,155	374,566	430,31
	8	221,184	253,327	286,575	300,436	328,361	376,575	432,22
	9	222,891	254,231	287,077	300,939	329,466	378,283	433,93
	10	224,900	255,436	287,579	301,541	330,671	380,392	435,53
	11	226,809	256,541	288,081	302,144	331,776	382,502	437,24
	12	228,717	257,445	288,584	302,646	332,881	384,511	438,85
	13	230,626	258,249	289,086	303,149	333,986	386,419	440,15
	14	232,635	258,952	289,588	303,852	335,191	388,026	441,46
	15	234,644	259,655	290,090	304,555	336,296	389,834	443,07
	16	236,653	260,559	290,593	305,258	337,401	391,642	444,57
	17	238,662	261,664	291,095	305,961	338,506	393,350	446,28
	18	240,671	262,769	291,597	306,865	339,711	395,058	447,89
	19	242,780	263,874	292,099	307,769	340,816	396,966	449,29
	20	244,789	264,979	292,602	308,673	341,921	398,674	450,70
	21	246,697	266,084	293,104	309,477	343,026	400,381	451,81
	22	247,903	267,189	293,606	310,381	344,231	402,089	453,11
	23	249,108	268,293	294,108	311,285	345,336	403,897	454,42
	24	250,213	269,398	294,611	312,189	346,441	405,604	455,82
	25	251,318	270,403	295,113	312,992	347,546	407,212	456,83
	26	252,222	271,508	295,715	313,896	348,852	408,919	457,53
	27	253,126	272,613	296,519	314,800	350,158	410,727	458,33
	28	254,030	273,617	297,323	315,704	351,464	412,535	458,94
	29	254,834	274,622	298,026	316,508	352,669	414,042	459,84
	30	255,637	275,325	298,829	317,613	354,176	415,549	460,54
	31	256,340	276,028	299,633	318,718	355,682	417,055	461,35
	32	257,043	276,731	300,436	319,823	357,189	418,361	462,15
	33	257,847	277,434	301,140	320,928	358,394	419,466	462,85
	34	258,651	278,037	301,943	322,033	359,901	420,571	463,56
	35	259,454	278,539	302,747	323,137	361,307	421,676	464,26
	36	260,157	279,041	303,450	324,242	362,714	422,881	465,06

0.7	000 000	050 544	004.050	005.045	004.100	104 105	105.050
37	260,860	279,544	304,253	325,347	364,120	424,187	465,873
38	261,764	280,146	305,057	326,553	365,124	425,292	466,676
39	262,668	280,648	305,861	327,658	366,531	426,497	467,379
40	263,472	281,151	306,664	328,763	367,836	427,602	468,083
41	264,276	281,552	307,367	329,566	369,142	428,808	468,886
42	265,180	282,055	308,372	330,671	370,548	429,812	
43	265,983	282,557	309,376	331,776	371,854	430,917	
44	266,787	283,059	310,280	332,780	373,160	432,022	
45	267,590	283,561	311,184	333,785	374,667	433,027	
46	268,293	284,064	312,189	334,789	375,872	433,529	
47	268,997	284,566	313,193	335,794	376,977	434,131	
48						434,533	
48	269,599	285,068	314,097	336,798	378,182	454,555	
49	270,202	285,570	315,001	338,004	379,287	435,136	
50	270,704	286,073	316,006	339,309	380,191	435,638	
51	271,206	286,575	317,010	340,515	381,196	436,040	
52	271,608	287,077	318,015	341,720	382,100	436,542	
53	272,010	287,579	318,818	342,624	382,703	437,044	
54	272,512	288,081	319,823	343,830	383,506	437,446	
55	273,014	288,584	320,827	344,934	384,310	437,748	
56	273,416	289,086	321,731	346,240	385,113	438,049	
	210,410	203,000	021,701	040,240	505,115	450,045	
57	273,818	289,588	322,635	347,245	385,816	438,451	
58	274,220	290,392	323,640	348,149	386,520		
59	274,622	291,195	324,644	349,254	387,223		
60	275,023	291,898	325,548	350,459	387,825		
61	275,425	292,602	326,452	351,564	388,428		
62	275,827	293,506	327,658	352,769	389,031		
63	276,229	294,410	328,863	353,975	389,734		
64	276,631	295,213	330,068	354,979	390,337		
65	277,032	296,017	330,771	355,984	391,040		
66	277,434	296,921	331,876	356,988	391,542		
67	277,836	I	332,981	358,093			
68	278,238	297,724 298,528	333,885	359,198	392,145 392,647		
	050 000	000 000	001000	000 000	00000		
69	278,639	299,332	334,990	360,002	393,049		
70	279,142	300,236	335,693	361,106	393,651		
71	279,644	301,140	336,798	362,211	394,154		
72	280,046	302,044	337,903	363,216	394,455		
73	280,448	302,948	339,008	363,919	394,756		
74	281,050	303,852	340,213	364,723	395,258		
75	281,653	304,756	341,318	365,526	395,660		
76	282,155	305,660	342,423	366,229	395,962		
77	282,657	306,463	343,528	366,832	396,263		
		I					
78	283,260	307,468	344,633	367,334	396,765		
79	283,863	308,472	345,638	367,836	397,267		

	1	1	1 1	1	1		1	1
	80	284,365	309,376	346,743	368,339	397,669		
	8.			347,647	368,941	397,971		
	定年 82			348,651	369,444	398,372		
	前再 83			349,555	369,946	398,875		
	任用 84	4 286,374	312,490	350,560	370,448	399,276		
	短時							
	間勤 85			351,464	370,850	399,678		
	務職 86	3 287,378	314,298	352,267	371,252			
	員以 87	7 287,881	315,303	353,071	371,854			
	外の 88	8 288,383	316,307	353,874	372,357			
	職員							
	89	9 288,885	317,211	354,477	372,658			
	90	289,387	318,316	355,080	373,160			
	93	1 289,890	319,321	355,682	373,562			
	92	2 290,392	320,325	356,285	373,863			
	95	3 290,894		356,687	374,466			
	94	4 291,497	321,832	357,089	374,968			
	98	5 292,099	322,535	357,591	375,470			
	96	3 292,702	323,137	357,993	375,973			
	97	7 293,305	323,640	358,495	376,575			
	98	3 293,807	323,941	358,897	377,078			
	98			359,399	377,580			
	10	0 294,811	325,146	359,801	377,982			
	10			360,102	378,584			
	10			360,604	379,086			
	10			361,006	379,589			
	10	296,720	327,256	361,307	380,091			
		_						
	10			361,709	380,694			
	10			362,211	381,095			
	10			362,714	381,598			
	10	298,428	329,164	363,216	382,100			
	10	000.000	999 500	000 710	000 700			
	10			363,718	382,703			
	11			364,220				
	11			364,723				
	11	2 299,432	330,571	365,124				
	11	3 299,733	330,872	365,526				
	11			365,928				
	11			366,430				
	11			366,932				
	11	500,400	001,010	555,552				
	11	7 300,738	332,077	367,334				
	11			367,836				
	11			368,339				
	12			368,841				
	12	301,012	352,001	555,011				
	12	301,943	333,082	369,142				
	12			, -				
'	1	1 '	·	I		ı	1	1

1	123	302,646	333,684	I	I	I	l	ı
	124	302,948	333,986					
	125	303,149	334,187					
	126	303,349	334,488					
	127	303,651	334,890					
	128	304,053	335,091					
	129	304,253	335,292					
	130	304,555	335,492					
	131	304,957	335,894					
	132	305,358	336,095					
	133	305,559	336,397					
	134	305,861	336,798					
	135	306,162	337,200					
	136	306,463	337,602					
	137	306,664	337,903					
	138	306,966	338,305					
	139	307,267	338,707					
	140	307,568	339,109					
	141	307,769	339,410					
	142	308,171	339,812					
	143	308,573	340,113					
	144	308,874	340,515					
	145	309,075	340,816					
	1 1							
	146	309,276	341,218					
	147	309,577	341,620					
	148	309,979	342,022					
	149	310,180	342,323					
	150	310,381	342,725					
	151	310,682	343,126					
	152	310,983	343,528					
	153	311,385	343,830					
	154	311,586						
	155	311,787						
	156	312,088						
	157	312,390						
	158	312,691						
		312,691						
	159							
	160	313,294						
	161	313,695						
	162	313,997						
	163	314,298						
	164	314,600						
		315,001						
	165							1

	166	315,303						
	167	315,604						
	168	315,905						
	169	316,307						
定年		基準給料						
前再		月額						
任用		円	円	円	円	円	円	円
短時		240,771	261,363	268,695	279,142	295,615	333,383	378,283
間勤								
務職								
員								

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7 号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給	料	月	額	
					円
1					415,850
2					477,123
3					540,404
4					623,775
5					725,227
6					827,683

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	347,546
2	383,707
3	411,832

第5条第4項中「904,232円」を「912,058円」に改める。

第6条第4項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第9条まで」を「第8条まで」に改め、同条第3項中「平成15年島根県条例第7号」の次に「。次項において「任期付研究員条例」という。」を、「当該職員」と」の次に「、同条第2項中「管理職員が」とあるの

は「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該職員」と」を加え、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の165」に 改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	393,752
2	441,966
3	494,199
4	557,480
5	636,833
6	743,307
7	867,862

第7条第3項中「904,232円」を「912,058円」に改める。

第8条第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第9条まで」を「第8条まで」に、「、第13条から第15条

まで及び第15条の8」を「及び第13条から第15条まで」に、「第19条の2まで 及び第25条から第25条の 4 」を「第18条まで、第19条の 2 及び第25条の 2 から 第25条の4」に、「第17条の2まで」を「第16条まで、第17条の2」に、「、 第19条の8及び第20条第2項(勤勉手当に係る部分に限る。)」を「及び第19 条の8」に、「、第11条から第13条まで及び第16条」を「及び第11条から第13 条まで」に、「、第14条から第16条まで及び第20条」を「及び第14条から第16 条まで」に改め、同条第2項中「及び第15条の5」を「、第15条の5及び第15 条の8」に改め、「第15条の3第1項」の次に「及び第2項」を加え、「100 分の122.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」」を「100分の95」と、職 員給与条例第15条の8第2項中「100分の100」とあるのは「100分の80」」に 改め、同条第3項中「及び第24条」を「、第24条及び第25条」に改め、「平成 15年島根県条例第8号」の次に「。次項において「任期付職員条例」とい う。」を、「当該職員」と」の次に「、同条第2項中「管理職員が」とあるの は「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該職員」と」を加え、「100分の 122.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」」を「100分の95」と、県立学 校教育職員給与条例第25条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の80」」 に改め、同条第4項中「採用された職員が」と」の次に「、「当該管理職員」 とあるのは「当該職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「任期付 職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当 該管理職員」とあるのは「当該職員」と」を加え、同条第5項中「第14条の2 第1項」を「第14条の2」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「平成15年 島根県条例第8号」の次に「。次項において「任期付職員条例」という。」 を、「当該職員」と」の次に「、第2項中「管理職員が」とあるのは「任期付 職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当 該管理職員」とあるのは「当該職員」と」を加え、同条第6項中「第18条第1 項」を「第18条」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「平成15年島根県条 例第8号」の次に「。次項において「任期付職員条例」という。」を、「当該 職員」と」の次に「、第2項中「管理職員が」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該職員」と」を加える。

第10条第1項の表第15条の11第2項の項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員」に、「任期付短時間勤務職員」を「、第8条、第9条の3から第9条の5まで、第11条の2及び第11条の3の規定は、任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第26条の2第1項の項中「定年前再任用短時間勤務教育職員」を「及び第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「任期付短時間勤務教育職員」を「、第18条、第19条の2、第21条の2及び第21条の3の規定は、任期付短時間勤務教育職員」に改め、同条第3項の表第20条の3第1項の項中「定年前再任用短時間勤務教職員」を「及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務教職員」を「及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務教職員」に、「任期付短時間勤務教職員」を「、第16条、第17条の2及び第19条の2から第19条の4までの規定は、任期付短時間勤務教職員」に改め、同条第4項中「同項中「」の次に「第6条の2までの規定は、」を、「とあるのは「」の次に「第6条の3まで及び第9条の規定は、」を加え、同条第6項中「同項中」の次に「及び第7条の規定は、」を加え、同条第6項中「同項中」の次に「及び第7条の規定は、」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条及び 第5条並びに附則第3項、第11項及び第12項の規定は、公布の日から施行す る。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定 (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この項及び次項において 「任期付研究員条例」という。)第6条第4項の改正規定を除く。)による改 正後の任期付研究員条例の規定、第5条の規定(一般職の任期付職員の採用等 に関する条例(以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。)第

8条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定及び附則第12項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定(任期付研究員条例第6条第4項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定(任期付職員条例第8条第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による 改正前の任期付研究員条例、第5条の規定による改正前の任期付職員条例又は 附則第12項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例の規定に基づ いて、令和6年4月1日以後分として支給された給与は、それぞれ第1条の規 定による改正後の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の任期 付研究員条例、第5条の規定による改正後の任期付職員条例又は附則第12項の 規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定による給与の内払と みなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに 準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする 異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事 委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の 給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用につ いては、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を 受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適 用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で 定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度心身障害者
 - (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とむ。)」

する」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 7 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、第2条改正後給与条例第9条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。
- 8 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合(以下この項において「級地区分等」という。)が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

9 切替日から令和10年3月31日までの間における給与条例第9条の3の規定の 適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給 与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年島根県条例第 号)附則第 7項」と、「間、同条」とあるのは「間、同条又は同項」とする。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

10 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第 1項の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施 行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号)附則第 9項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」とい う。)に対して切替日以後に新たに適用されることとなる第2条改正後給与条 例第11条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用 職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について 適用する。

(人事委員会規則への委任)

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 12 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。 第17条の表及び第18条の表中「904,232円」を「912,058円」に改める。
- 13 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条の表中「から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第11条の2及び第11条の3」を「及び第8条」に、「から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の2、第11条の2及び第11条の3」を「、第8条、第9条の3から第9条の5まで、第11条の2及び第11条の3」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

14 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第35項中「から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第11条の2並びに第11条の3」を「及び第8条」に改める。

附則別表

号 給 の 切 替 表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

	新 号 給									
旧号給	3級	4 級	5級	6級	7級	8級	9級			
1	1	1	1	1	1	1	1			
2	1	1	1	1	1	1	1			
3	1	1	1	1	1	1	1			
4	1	1	1	1	1	1	1			
5	1	1	1	1	1	1	1			
6	2	1	1	1	1	1	1			
7	3	1	1	1	1	1	1			
8	4	1	1	1	1	1	1			
9	5	1	1	1	1	1	1			
10	6	2	2	1	1	1	1			
11	7	3	3	1	1	1	1			
12	8	4	4	1	1	1	1			
13	9	5	5	1	1	1	1			
14	10	6	6	2	1	1	1			
15	11	7	7	3	1	1	1			
16	12	8	8	4	1	1	1			
17	13	9	9	5	1	1	1			
18	14	10	10	6	2	1	2			
19	15	11	11	7	3	1	2			
20	16	12	12	8	4	1	2			
21	17	13	13	9	5	1	2			
22	18	14	14	10	6	1	2			
23	19	15	15	11	7	1	3			
24	20	16	16	12	8	2	3			
25	21	17	17	13	9	2	3			
26	22	18	18	14	10	2	3			
27	23	19	19	15	11	2	4			
28	24	20	20	16	12	3	4			
29	25	21	21	17	13	3	4			
30	26	22	22	18	14	3	4			
31	27	23	23	19	15	3	5			
32	28	24	24	20	16	3	5			
33	29	25	25	21	17	3	5			
34	30	26	26	22	18	4	5			
35	31	27	27	23	19	4	6			
36	32	28	28	24	20	4	6			
37	33	29	29	25	21	4	6			
38	34	30	30	26	22	4	6			
39	35	31	31	27	23	4	6			
40	36	32	32	28	24	4	7			
41	37	33	33	29	25	4	7			
42	38	34	34	30	26	5	'			

43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50	10		
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	70	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70	+		1
83	79	75 76	75 76	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73	-		
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						

97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給								
山方和	4 級	5 級	6級	7級	8級	9級			
1	1	1	1	1	1	1			
2	1	1	1	1	1	1			
3	1	1	1	1	1	1			
4	1	1	1	1	1	1			
5	1	1	1	1	1	1			
6	2	1	1	1	1	1			
7	3	1	1	1	1	1			
8	4	1	1	1	1	1			
9	5	1	1	1	1	1			
10	6	2	2	1	1	1			
11	7	3	3	1	1	1			
12	8	4	4	1	1	1			
13	9	5	5	1	1	1			
14	10	6	6	2	1	1			
15	11	7	7	3	1	1			
16	12	8	8	4	1	1			
17	13	9	9	5	1	1			
18	14	10	10	6	2	1			
19	15	11	11	7	3	1			
20	16	12	12	8	4	1			
21	17	13	13	9	5	1			
22	18	14	14	10	6	1			
23	19	15	15	11	7	1			
24	20	16	16	12	8	2			
25	21	17	17	13	9	2			
26	22	18	18	14	10	2			
27	23	19	19	15	11	2			
28	24	20	20	16	12	3			
29	25	21	21	17	13	3			
30	26	22	22	18	14	3			
31	27	23	23	19	15	3			
32	28	24	24	20	16	3			

33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			

87					I
	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ウ 海事職給料表の適用を受ける職員

10.04		新号給								
旧号給	1級	3級	4級	5級						
1	1	1	1	1						
2	1	1	1	1						
3	1	1	1	1						
4	1	1	1	1						
5	1	1	1	1						
6	1	2	1	1						
7	1	3	1	1						
8	1	4	1	1						
9	1	5	1	1						
10	1	6	2	1						

11	1	7	3	1
12	1	8	4	1
13	1	9	5	1
14	2	10	6	2
15	3	11	7	3
16	4	12	8	4
17	5	13	9	5
18	6	14	10	6
19	7	15	11	7
20	8	16	12	8
21	9	17	13	9
22	10	18	14	10
23	11	19	15	11
24	12	20	16	12
25	13	21		13
26		22	17 18	14
	14			
27	15	23	19	15
28	16	24	20	16
29	17	25	21	17
30	18	26	22	18
31	19	27	23	19
32	20	28	24	20
33	21	29	25	21
34	22	30	26	22
35	23	31	27	23
36	24	32	28	24
37	25	33	29	25
38	26	34	30	26
39	27	35	31	27
40	28	36	32	28
41	29	37	33	29
42	30	38	34	30
43	31	39	35	31
44	32	40	36	32
45	33	41	37	33
46	34	42	38	34
47	35	43	39	35
48	36	44	40	36
49	37	45	41	37
50	38	46	42	38
51	39	47	43	39
52	40	48	44	40
53	41	49	45	41
54	42	50	46	42
55	43	51	47	43
56	44	52	48	44
57	45	53	49	45
58	46	54	50	46
59	47	55	51	47
60	48	56	52	48
61	49	57	53	49
62	50	58	54	50
63	51	59	55	51
64	52	60	56	52

65	53	61	57	53
66	54	62	58	54
67	55	63	59	55
68	56	64	60	56
69	57	65	61	57
70	58	66	62	58
71	59	67	63	59
72	60	68	64	60
73	61	69	65	61
74	62	70	66	
75	63	71	67	
76	64	72	68	
77	65	73	69	
78	66	74	70	
79	67	75	71	
80	68	76	72	
81	69	77	73	
82	70	78	74	
83	71	79	75	
84	72	80	76	
85	73	81	77	
86		82	78	
87		83	79	
88		84	80	
89		85	81	
90		86		
91		87		
92		88		
93		89		
94		90		
95		91		
96		92		
97		93		
98		94		
99		95		
100		96		
101		97		

エ 研究職給料表の適用を受ける職員

ID = 44		新 号 給	
旧号給	3 級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1

13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
	18		
26		10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11

67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		_
87	79		
88	80		
89	81		

オ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

1004		新 号 給	
旧号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1

27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
	27	23	2
39			
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	53 54	50	0
67	55 56	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	

81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

カ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6級	7級	
1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	
6	2	2	1	1	1	
7	3	3	1	1	1	
8	4	4	1	1	1	
9	5	5	1	1	1	
10	6	6	2	1	1	
11	7	7	3	1	1	
12	8	8	4	1	1	
13	9	9	5	1	1	
14	10	10	6	2	1	
15	11	11	7	3	1	
16	12	12	8	4	1	
17	13	13	9	5	1	
18	14	14	10	6	2	
19	15	15	11	7	3	
20	16	16	12	8	4	
21	17	17	13	9	5	
22	18	18	14	10	6	
23	19	19	15	11	7	
24	20	20	16	12	8	
25	21	21	17	13	9	
26	22	22	18	14	10	
27	23	23	19	15	11	
28	24	24	20	16	12	
29	25	25	21	17	13	
30	26	26	22	18	14	
31	27	27	23	19	15	
32	28	28	24	20	16	

33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	31
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	43	
57	53	53	48	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60	1	
69	65	65	61		
70	66	66	62	1	
71	67	67	63	1	
72	68	68	64	1	
73	69	69	65	1	
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		

87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

キ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

ID모纶	新 号 給						
旧号給	3 級	4級	5級	6級	7級		
1	1	1	1	1	1		
2	1	1	1	1	1		
3	1	1	1	1	1		
4	1	1	1	1	1		
5	1	1	1	1	1		
6	2	2	1	1	1		
7	3	3	1	1	1		
8	4	4	1	1	1		
9	5	5	1	1	1		
10	6	6	2	1	1		
11	7	7	3	1	1		
12	8	8	4	1	1		
13	9	9	5	1	1		
14	10	10	6	2	1		
15	11	11	7	3	1		
16	12	12	8	4	1		
17	13	13	9	5	1		
18	14	14	10	6	2		
19	15	15	11	7	3		
20	16	16	12	8	4		
21	17	17	13	9	5		
22	18	18	14	10	6		

23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	46	46	42	39	35
52	48	48	44	40	36 37
53	49	49	45	41	38
54	50	50	46	42	
55 56	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		

77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	00	
95	91	91		
95 96	92	91		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

第26号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のよう に改正する。

第8条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第15項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第3項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。)の職員となり」に改める。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規 定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第8条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第1条の2第2項に規定する職員(同項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であってこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部改正)
3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する
条例(令和4年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第27号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項第1号中「いう」の次に「。第36条の2において同じ」を加える。

第17条第1項第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「人事委員会規則で定める家畜伝染病」を「家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるもの及び家畜伝染病予防法第4条第1項に規定する家畜伝染病以外の伝染性疾病のうち人事委員会が認めるもの(以下この号において「家畜伝染病等」という。)」に、「家畜伝染病に」を「家畜伝染病等に」に改め、「とき」の次に「(前号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病(次号において単に「家畜伝染病」という。)(口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

第17条第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号の作業 380円(著しく危険であると人事委員会が認める作業 に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

第17条第2項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号及び第4号の作業 370円

第18条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項第4号中 「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「(第2号 の職員を除く。)」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号中「(第2号の職員を除く。)」を削り、同号を同項第4号とし、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「前項第2号及び第3号」を「前項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前項第4号から第6号」を「前項第2号から第4号」に改め、同号を同項第2号とする。

第36条の2第3項第2号中「(日没時から日出時までの間をいう。)」を削る。

第39条第5項の表第5号中「第17条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第28号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表46**の**2 の項の次に次の1項を加える。

46の3 農林	(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関	870円
水産物及び	する法律(令和元年法律第57号。以下こ	
食品の輸出	の項において「法」という。)第15条第	
の促進に関	2項の規定に基づく輸出証明書(農林水	
する法律関	産物及び食品の輸出の促進に関する法律	
係手数料	財 務 省 施行規則(令和 2 年厚生労働省令第 1 農林水産省	
	号)第4条第2号に掲げるものを除	
	く。)の発行を受けようとする者	
	(2) 法第17条第2項の規定に基づく適合施	
	設の認定を受けようとする者	
	ア 現地調査を行う場合	20,900円
	イのアに掲げる場合以外の場合	10,400円

別表60の項第4号を次のように改める。

(4) 法第23条第1項又は第3項の規定に基 25,000円 づく一級建築士事務所、二級建築士事務 所又は木造建築士事務所の登録を受けよ うとする者

別表64の4の項第1号アに次のように加える。

- (ウ) 当該住宅について省令第10条第2 号イ(1)及び同号口(2)の基準又は省令 第10条第2号イ(2)及び同号口(1)の基 準(以下この号及び次号において 「誘導仕様・計算併用法基準」とい
 - う。)を用いて評価を行う場合
 - a 床面積の合計が200平方メート26,000円(住ル未満のもの宅基準適合証

26,000円(住 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあっ ては、5,000 円)

b 床面積の合計が200平方メート 28,000円(住 ル以上のもの 宅基準適合証

28,000円(住 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあっ ては、5,000 円)

別表64の4の項第1号イ中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号及び次号において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項」を「省令第1条第1項第1号」に、「建築物省エネ法第11条第1項」を「省令第1条第2項」に、「又は印」を「から付までのいずれか」に改め、同号イワa中「建築物省エネ法第15条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項」に改め、同号イに次のように加える。

(オ) 当該建築物の住宅部分について誘

導仕様・計算併用法基準を用いて評 価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300 | 50,000円(住 平方メートル未満のもの 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあっ ては、10,000 円) b 住宅部分の床面積の合計が300 | 85,000円(住 平方メートル以上2,000平方メー | 宅基準適合証 トル未満のもの 等の提出があ る場合にあっ ては、20,000 円) c 住宅部分の床面積の合計が2,000 | 148,000円(住 平方メートル以上5.000平方メー | 宅基準適合証 等の提出があ トル未満のもの る場合にあっ ては、45,000 円) d 住宅部分の床面積の合計が5,000 | 209,000円(住 平方メートル以上のもの 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあっ ては、77,000

別表64の4の項第2号ア中「計画の変更に係る」を削り、同号アに次のように

円)

加える。

り 当該住宅について誘導仕様・計算 併用法基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メート 13,000円(変 ル未満のもの

更後の計画に 係る住宅基準 適合証等の提 出がある場合

にあっては、 3,000円)

b 床面積の合計が200平方メート | 14,000円(変 ル以上のもの

更後の計画に 係る住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 3,000円)

別表64の4の項第2号イ中「又は口」を「から切までのいずれか」に改め、同 号イに次のように加える。

(オ) 当該建築物の住宅部分について誘 導仕様・計算併用法基準を用いて評 価を行う場合

a 住宅部分の計画の変更に係る部 50,000円(変 分の床面積の合計が300平方メー 更後の計画に トル未満のもの

係る住宅基準 適合証等の提

出がある場合 にあっては、 10,000円) b 住宅部分の計画の変更に係る部 85,000円(変 分の床面積の合計が300平方メー | 更後の計画に トル以上2,000平方メートル未満 | 係る住宅基準 適合証等の提 のもの 出がある場合 にあっては、 20,000円) c 住宅部分の計画の変更に係る部 | 148,000円(変 分の床面積の合計が2,000平方メー|更後の計画に トル以上5,000平方メートル未満 | 係る住宅基準 のもの 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 45,000円) d 住宅部分の計画の変更に係る部 | 209,000円(変 分の床面積の合計が5,000平方メー|更後の計画に トル以上のもの 係る住宅基準 適合証等の提 出がある場合

別表64の5の項第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「(以下この号から第6号」を「(以下この号から第5号」に改め、「及び第6号」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

にあっては、

77,000円)

ア 計画の適合性判定を受けようとする | 非住宅部分を 建築物が非住宅部分(建築物エネル|有する建築物 ギー消費性能基準等を定める省令(以 又は工場等部 下この項において「省令」という。) 分を有する建 第1条第1項第1号に規定する非住宅 | 築物にあって 部分をいう。ただし、工場その他のこ「は切から口ま れに類するもので知事が定めるものの「でのいずれか」 部分(以下この号から第5号までにお | に規定する手 いて「工場等部分」という。)を除 数料の額、共 く。以下この号から第5号までにおい | 同住宅等に て同じ。)を有する建築物、工場等部 | あっては付か 分を有する建築物、共同住宅等(共同 ら) おまでのい 住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅「ずれかに規定」 以外の住宅で非住宅部分又は工場等部「する手数料の 分を有しないものをいう。以下この号|額、複合建築 から第5号までにおいて同じ。)又は「物にあっては 複合建築物(省令第1条第1項第1号「炉から口まで に規定する複合建築物をいう。以下こ の項において同じ。)である場合

のいずれか及 び付から生ま でのいずれか に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額。ただし、 非住宅部分及

び工場等部分 を有する建築 物の場合に は、グ及び分 又は⑦及び田 に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額が当該建築 物の非住宅部 分及び工場等 部分の床面積 の合計を全て 非住宅部分の 面積とみなし た場合のグ又 は付に規定す る区分に応じ た手数料の額 を超えるとき は当該額とす る。

⑦ 当該建築物の非住宅部分について 省令第1条第1項第1号イの基準及 び同号ただし書に規定する方法(以 下この項において「標準入力法等基 準」という。)を用いて評価を行う 場合

a 非住宅部分の床面積(建築物の | 224,000円 エネルギー消費性能の向上等に関 する法律施行令(平成28年政令第 8号)第3条に規定する床面積を いう。ただし、建築物を増築し、 又は改築しようとする場合におい て、当該建築物についてエネル ギー消費性能に係る計算その他の 計算を要しない既存部分があると きは、当該既存部分の床面積を除 く。以下この項において同じ。) の合計が300平方メートル未満の もの

b 非住宅部分の床面積の合計が | 276,000円 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの

c 非住宅部分の床面積の合計が 357,000円 1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの

d 非住宅部分の床面積の合計が 509,000円 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの

e 非住宅部分の床面積の合計が | 627,000円 5,000平方メートル以上10,000平

729,000円
831,000円
23,000円
30,000円
42,000円
99,000円
146,000円
178,000円
220,000円

25,000平方メートル以上のもの	
り 当該建築物の非住宅部分について	
省令第1条第1項第1号口の基準	
(以下この項において「モデル建物	
法基準」という。)を用いて評価を	
行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が	86,000円
300平方メートル未満のもの	
b 非住宅部分の床面積の合計が	108,000円
300平方メートル以上1,000平方	
メートル未満のもの	
c 非住宅部分の床面積の合計が	142,000円
1,000平方メートル以上2,000平方	
メートル未満のもの	
d 非住宅部分の床面積の合計が	229,000円
2,000平方メートル以上5,000平方	
メートル未満のもの	
e 非住宅部分の床面積の合計が	299,000円
5,000平方メートル以上10,000平	
方メートル未満のもの	
f 非住宅部分の床面積の合計が	353,000円
10,000平方メートル以上25,000平	
方メートル未満のもの	
g 非住宅部分の床面積の合計が	415,000円
25,000平方メートル以上のもの	
田 当該建築物の工場等部分について	
モデル建物法基準を用いて評価を行	

う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が	19,000円
300平方メートル未満のもの	
b 工場等部分の床面積の合計が	26,000円
300平方メートル以上1,000平方	
メートル未満のもの	
c 工場等部分の床面積の合計が	37,000円
1,000平方メートル以上2,000平方	
メートル未満のもの	
d 工場等部分の床面積の合計が	92,000円
2,000平方メートル以上5,000平方	
メートル未満のもの	
e 工場等部分の床面積の合計が	139,000円
5,000平方メートル以上10,000平	
方メートル未満のもの	
f 工場等部分の床面積の合計が	170,000円
10,000平方メートル以上25,000平	
方メートル未満のもの	
g 工場等部分の床面積の合計が	211,000円
25,000平方メートル以上のもの	
オ 当該建築物の住宅部分(省令第1	
条第2項に規定する住宅部分をい	
う。以下この項において同じ。)に	
ついて省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)	
及び同号口(1)の基準(以下この項に	
おいて「標準計算基準」という。)	
を用いて評価を行う場合	

a 住宅部分の床面積の合計が300 67,000円	3
平方メートル未満のもの	
b 住宅部分の床面積の合計が300 114,000	円
平方メートル以上2,000平方メー	
トル未満のもの	
c 住宅部分の床面積の合計が2,000 193,000	円
平方メートル以上5,000平方メー	
トル未満のもの	
d 住宅部分の床面積の合計が5,000 268,000 l	円
平方メートル以上のもの	
め 当該建築物の住宅部分について省	
令第1条第1項第2号イ(2)及び同号	
口(2)の基準(以下この項において	
「仕様基準」という。)を用いて評	
価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300 32,000円	}
平方メートル未満のもの	
b 住宅部分の床面積の合計が300 56,000円	}
平方メートル以上2,000平方メー	
トル未満のもの	
c 住宅部分の床面積の合計が2,000 102,000	円
平方メートル以上5,000平方メー	
トル未満のもの	
d 住宅部分の床面積の合計が5,000 149,000	円
平方メートル以上のもの	
(中) 当該建築物の住宅部分について省	
令第1条第1項第2号イ(1)及び同号	
·	

口(2)の基準又は省令第1条第1項第	
2 号イ(2)及び同号口(1)の基準(以下	
この項において「仕様・計算併用法	
基準」という。)を用いて評価を行	
う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300	50,000円
平方メートル未満のもの	
b 住宅部分の床面積の合計が300	85,000円
平方メートル以上2,000平方メー	
トル未満のもの	
c 住宅部分の床面積の合計が2,000	147,000円
平方メートル以上5,000平方メー	
トル未満のもの	
d 住宅部分の床面積の合計が5,000	208,000円
平方メートル以上のもの	
イ 計画の適合性判定を受けようとする	
建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分	
又は工場等部分を有しないものに限	
る。以下この号から第5号までにおい	
て同じ。)の場合	
⑦ 当該建築物について標準計算基準	
を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	34,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	37,000円
ル以上のもの	
()	

(イ) 当該建築物について仕様基準を用

いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メート 18,000円 ル未満のもの

b 床面積の合計が200平方メート 19,000円 ル以上のもの

り 当該建築物について仕様・計算併 用法基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メート 25,000円 ル未満のもの

b 床面積の合計が200平方メート 23,000円 ル以上のもの

別表64の5の項第2号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同号ア 及びイを次のように改める。

ア 計画の変更の適合性判定を受けよう 非住宅部分を とする建築物が非住宅部分を有する建「有する建築物」 築物、工場等部分を有する建築物、共「又は工場等部 同住宅等又は複合建築物である場合

分を有する建 築物にあって は⑦から田ま でのいずれか に規定する手 数料の額、共 同住宅等に あっては幼か ら中までのい ずれかに規定

する手数料の 額、複合建築 物にあっては ⑦から田まで のいずれか及 び付から出ま でのいずれか に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額。ただし、 非住宅部分及 び工場等部分 を有する建築 物の場合に は、グ及び分 又は⑦及び田 に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額が当該建築 物の非住宅部 分及び工場等

部分の床面積 の合計を全て 非住宅部分の 面積とみなし た場合の例又 は
ウに
規定す る区分に応じ た手数料の額 を超えるとき は当該額とす る。

- ⑦ 当該建築物の非住宅部分について 標準入力法等基準を用いて評価を行 う場合
 - a 非住宅部分の計画の変更に係る | 224,000円 部分(床面積の増加に係る部分を 除く。)の床面積の2分の1の面 積と当該計画の変更に係る部分の 面積のうち床面積の増加に係る部 分の床面積との合計(以下この号 及び第4号において「計画の変更 に係る部分の床面積の合計」とい う。)が300平方メートル未満の もの

b 非住宅部分の計画の変更に係る | 276,000円 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方メートル

未満のもの	
c 非住宅部分の計画の変更に係る	357,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 非住宅部分の計画の変更に係る	509,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 非住宅部分の計画の変更に係る	627,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 非住宅部分の計画の変更に係る	729,000円
部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	
g 非住宅部分の計画の変更に係る	831,000円
部分の床面積の合計が25,000平方	
メートル以上のもの	
イ) 当該建築物の工場等部分について	
標準入力法等基準を用いて評価を行	
う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る	23,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル未満のもの	
b 工場等部分の計画の変更に係る	30,000円

部分の床面積の合計が300平方	
メートル以上1,000平方メートル	
c 工場等部分の計画の変更に係る	42,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 工場等部分の計画の変更に係る	99,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 工場等部分の計画の変更に係る	146,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 工場等部分の計画の変更に係る	178,000円
部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	
g 工場等部分の計画の変更に係る	220,000円
部分の床面積の合計が25,000平方	
メートル以上のもの	
 ウ 当該建築物の非住宅部分について	
モデル建物法基準を用いて評価を行	
う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る	86,000円
部分の床面積の合計が300平方	

メートル未満のもの	
b 非住宅部分の計画の変更に係る	108,000円
部分の床面積の合計が300平方	100,000,0
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 非住宅部分の計画の変更に係る	142,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	112,000[]
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
イ 湖のもの d 非住宅部分の計画の変更に係る	229,000円
	229,000FJ
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	200 000 00
e 非住宅部分の計画の変更に係る	299,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 非住宅部分の計画の変更に係る	353,000円
部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	
g 非住宅部分の計画の変更に係る	415,000円
部分の床面積の合計が25,000平方	
メートル以上のもの	
エ 当該建築物の工場等部分について	
モデル建物法基準を用いて評価を行	
う場合	

a 工場等部分の計画の変更に	係る 19,000円
部分の床面積の合計が300%	
メートル未満のもの	T)]
	<i>I</i> Σ 7
b 工場等部分の計画の変更に	
部分の床面積の合計が3005	
メートル以上1,000平方メー	F/V
未満のもの	
c 工場等部分の計画の変更に	係る 37,000円
部分の床面積の合計が1,000	平方
メートル以上2,000平方メー	トル
未満のもの	
d 工場等部分の計画の変更に	係る 92,000円
部分の床面積の合計が2,000	平方
メートル以上5,000平方メー	トル
未満のもの	
e 工場等部分の計画の変更に	係る 139,000円
部分の床面積の合計が5,000	平方
メートル以上10,000平方メー	トル
未満のもの	
f 工場等部分の計画の変更に	係る 170,000円
部分の床面積の合計が10,000	平方
メートル以上25,000平方メー	トル
未満のもの	
g 工場等部分の計画の変更に	係る 211,000円
部分の床面積の合計が25,000	平方
メートル以上のもの	
対 当該建築物の住宅部分につい	て標
	1

準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部	67,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル未満のもの	
b 住宅部分の計画の変更に係る部	114,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル以上2,000平方メートル未満	
のもの	
c 住宅部分の計画の変更に係る部	193,000円
分の床面積の合計が2,000平方メー	
トル以上5,000平方メートル未満	
のもの	
d 住宅部分の計画の変更に係る部	268,000円
分の床面積の合計が5,000平方メー	
トル以上のもの	
め 当該建築物の住宅部分について仕	
様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部	32,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル未満のもの	
b 住宅部分の計画の変更に係る部	56,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル以上2,000平方メートル未満	
のもの	
c 住宅部分の計画の変更に係る部	102,000円
分の床面積の合計が2,000平方メー	
トル以上5,000平方メートル未満	

のもの	
d 住宅部分の計画の変更に係る部	149,000円
分の床面積の合計が5,000平方メー	
トル以上のもの	
(井) 当該建築物の住宅部分について仕	
様・計算併用法基準を用いて評価を	
行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部	50,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル未満のもの	
b 住宅部分の計画の変更に係る部	85,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル以上2,000平方メートル未満	
のもの	
c 住宅部分の計画の変更に係る部	147,000円
分の床面積の合計が2,000平方メー	
トル以上5,000平方メートル未満	
のもの	
d 住宅部分の計画の変更に係る部	208,000円
分の床面積の合計が5,000平方メー	
トル以上のもの	
イ 計画の変更の適合性判定を受けよう	
とする建築物が一戸建ての住宅の場合	
⑦ 当該建築物について標準計算基準	
を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	17,000円
ル未満のもの	

b 床面積の合計が200平方メート	19,000円
ル以上のもの	
イ) 当該建築物について仕様基準を用	
いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	9,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	10,000円
ル以上のもの	
り 当該建築物について仕様・計算併	
用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	13,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	14,000円
ル以上のもの	
•	

別表64の5の項第3号中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同号ア 及びイを次のように改める。

ア 計画の適合性判定を求めようとする 非住宅部分を 建築物が非住宅部分を有する建築物、 有する建築物 工場等部分を有する建築物、共同住宅 又は工場等部 等又は複合建築物である場合 分を有する建

非住る スタ 会 ない で に 数 に で の に 数 り に 数 り に 数 り に 数 り に 数 り に ま か 手 共 に

あっては幼か ら件までのい ずれかに規定 する手数料の 額、複合建築 物にあっては ⑦から田まで のいずれか及 び付から生ま でのいずれか に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額。ただし、 非住宅部分及 び工場等部分 を有する建築 物の場合に は、グ及び分 又は⑦及び田 に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した

額が当該建築 物の非住宅部 分及び工場等 部分の床面積 の合計を全て 非住宅部分の 面積とみなし た場合の例又 は
ウに
規定す る区分に応じ た手数料の額 を超えるとき は当該額とす る。

ア 当該建築物の非住宅部分について 標準入力法等基準を用いて評価を行 う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が | 224,000円 300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の床面積の合計が | 276,000円 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの

c 非住宅部分の床面積の合計が 357,000円 1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの

d 非住宅部分の床面積の合計が | 509,000円 2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満のもの	
e 非住宅部分の床面積の合計が	627,000円
5,000平方メートル以上10,000平	
方メートル未満のもの	
f 非住宅部分の床面積の合計が	729,000円
10,000平方メートル以上25,000平	
方メートル未満のもの	
g 非住宅部分の床面積の合計が	831,000円
25,000平方メートル以上のもの	
イ) 当該建築物の工場等部分について	
標準入力法等基準を用いて評価を行	
う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が	23,000円
300平方メートル未満のもの	
b 工場等部分の床面積の合計が	30,000円
300平方メートル以上1,000平方	
メートル未満のもの	
c 工場等部分の床面積の合計が	42,000円
1,000平方メートル以上2,000平方	
メートル未満のもの	
d 工場等部分の床面積の合計が	99,000円
2,000平方メートル以上5,000平方	
メートル未満のもの	
e 工場等部分の床面積の合計が	146,000円
5,000平方メートル以上10,000平	
方メートル未満のもの	
f 工場等部分の床面積の合計が	178,000円

10 000 V + V — L II N L 25 000 V	
10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	
	220,000円
G	220,000 —
25,000平方メートル以上のもの	
り当該建築物の非住宅部分について	
モデル建物法基準を用いて評価を行	
う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が	86,000円
300平方メートル未満のもの 	
b 非住宅部分の床面積の合計が	108,000円
300平方メートル以上1,000平方	
メートル未満のもの	
c 非住宅部分の床面積の合計が	142,000円
1,000平方メートル以上2,000平方	
メートル未満のもの	
d 非住宅部分の床面積の合計が	229,000円
2,000平方メートル以上5,000平方	
メートル未満のもの	
e 非住宅部分の床面積の合計が	299,000円
5,000平方メートル以上10,000平	
方メートル未満のもの	
f 非住宅部分の床面積の合計が	353,000円
10,000平方メートル以上25,000平	
方メートル未満のもの	
g 非住宅部分の床面積の合計が	415,000円
25,000平方メートル以上のもの	
エ 当該建築物の工場等部分について	

モデル建物法基準を用いて評価を行	
う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が	19,000円
300平方メートル未満のもの	
b 工場等部分の床面積の合計が	26,000円
300平方メートル以上1,000平方	
メートル未満のもの	
c 工場等部分の床面積の合計が	37,000円
1,000平方メートル以上2,000平方	
メートル未満のもの	
d 工場等部分の床面積の合計が	92,000円
2,000平方メートル以上5,000平方	
メートル未満のもの	
e 工場等部分の床面積の合計が	139,000円
5,000平方メートル以上10,000平	
方メートル未満のもの	
f 工場等部分の床面積の合計が	170,000円
10,000平方メートル以上25,000平	
方メートル未満のもの	
g 工場等部分の床面積の合計が	211,000円
25,000平方メートル以上のもの	
オ 当該建築物の住宅部分について標	
準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300	67,000円
平方メートル未満のもの	
b 住宅部分の床面積の合計が300	114,000円
平方メートル以上2,000平方メー	

193,000円
268,000円
32,000円
56,000円
102,000円
149,000円
50,000円
85,000円
147,000円

平方メートル以上5,000平方メー	
トル未満のもの	
d 住宅部分の床面積の合計が5,000	208,000円
平方メートル以上のもの	
イ 計画の適合性判定を求めようとする	
建築物が一戸建ての住宅の場合	
⑦ 当該建築物について標準計算基準	
を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	34,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	37,000円
ル以上のもの	
イ) 当該建築物について仕様基準を用	
いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	18,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	19,000円
ル以上のもの	
り 当該建築物について仕様・計算併	
用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	25,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	28,000円
ル以上のもの	

別表64の5の項第4号中「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号ア 及びイを次のように改める。 ア 計画の変更の適合性判定を求めよう 非住宅部分を とする建築物が非住宅部分を有する建 有する建築物 築物、工場等部分を有する建築物、共 又は工場等部 同住宅等又は複合建築物である場合 分を有する建

非住宅部分を 分を有する建 築物にあって は⑦から田ま でのいずれか に規定する手 数料の額、共 同住宅等に あっては分か ら伸までのい ずれかに規定 する手数料の 額、複合建築 物にあっては ⑦から田まで のいずれか及 び付から生ま でのいずれか に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額。ただし、 非住宅部分及

び工場等部分 を有する建築 物の場合に は、グ及び分 又は⑦及び田 に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額が当該建築 物の非住宅部 分及び工場等 部分の床面積 の合計を全て 非住宅部分の 面積とみなし た場合のグ又 は付に規定す る区分に応じ た手数料の額 を超えるとき は当該額とす る。

a 非住宅部分の計画の変更に係る	224,000円
	224,000
部分の床面積の合計が300平方	
メートル未満のもの	
b 非住宅部分の計画の変更に係る	276,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 非住宅部分の計画の変更に係る	357,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 非住宅部分の計画の変更に係る	509,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 非住宅部分の計画の変更に係る	627,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 非住宅部分の計画の変更に係る	729,000円
部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	
g 非住宅部分の計画の変更に係る	831,000円
部分の床面積の合計が25,000平方	
メートル以上のもの	
イ) 当該建築物の工場等部分について	
	I

標準入力法等基準を用いて評価を行	
う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る	23,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル未満のもの	
b 工場等部分の計画の変更に係る	30,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 工場等部分の計画の変更に係る	42,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 工場等部分の計画の変更に係る	99,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 工場等部分の計画の変更に係る	146,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 工場等部分の計画の変更に係る	178,000円
部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	
g 工場等部分の計画の変更に係る	220,000円
部分の床面積の合計が25,000平方	

メートル以上のもの	
り 当該建築物の非住宅部分について	
モデル建物法基準を用いて評価を行	
う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る	86,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル未満のもの	
b 非住宅部分の計画の変更に係る	108,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 非住宅部分の計画の変更に係る	142,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 非住宅部分の計画の変更に係る	229,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 非住宅部分の計画の変更に係る	299,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 非住宅部分の計画の変更に係る	353,000円
部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	

g 非住宅部分の計画の変更に係る 415,000円	
部分の床面積の合計が25,000平方	
メートル以上のもの	
田 当該建築物の工場等部分について	
モデル建物法基準を用いて評価を行	
う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る 19,000円	
部分の床面積の合計が300平方	
メートル未満のもの	
b 工場等部分の計画の変更に係る 26,000円	
部分の床面積の合計が300平方	
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 工場等部分の計画の変更に係る 37,000円	
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 工場等部分の計画の変更に係る 92,000円	
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 工場等部分の計画の変更に係る 139,000円	
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 工場等部分の計画の変更に係る 170,000円	
部分の床面積の合計が10,000平方	

メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	
g 工場等部分の計画の変更に係る	211,000円
部分の床面積の合計が25,000平方	211,000[]
メートル以上のもの	
オ) 当該建築物の住宅部分について標	
準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部	67,000円
分の床面積の合計が300平方メー	01,000[]
トル未満のもの	
b 住宅部分の計画の変更に係る部	114,000円
分の床面積の合計が300平方メー	111,000[]
トル以上2,000平方メートル未満	
のもの	
c 住宅部分の計画の変更に係る部	193,000円
分の床面積の合計が2,000平方メー	100,000,000
トル以上5,000平方メートル未満	
のもの	
d 住宅部分の計画の変更に係る部	268,000円
分の床面積の合計が5,000平方メー	
トル以上のもの	
様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部	32,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル未満のもの	
b 住宅部分の計画の変更に係る部	56,000円
	' - ' -

_		
	分の床面積の合計が300平方メー	
	トル以上2,000平方メートル未満	
	のもの	
	c 住宅部分の計画の変更に係る部	102,000円
	分の床面積の合計が2,000平方メー	102,000[]
	トル以上5,000平方メートル未満	
	のもの	140 000 TI
	d 住宅部分の計画の変更に係る部	149,000円
	分の床面積の合計が5,000平方メー	
	トル以上のもの	
	(井) 当該建築物の住宅部分について仕	
	様・計算併用法基準を用いて評価を	
	行う場合	
	a 住宅部分の計画の変更に係る部	50,000円
	分の床面積の合計が300平方メー	
	トル未満のもの	
	b 住宅部分の計画の変更に係る部	85,000円
	分の床面積の合計が300平方メー	
	トル以上2,000平方メートル未満	
	のもの	
	c 住宅部分の計画の変更に係る部	147,000円
	分の床面積の合計が2,000平方メー	
	トル以上5,000平方メートル未満	
	のもの	
	d 住宅部分の計画の変更に係る部	208,000円
	分の床面積の合計が5,000平方メー	
	トル以上のもの	
	· '	

イ 計画の変更の適合性判定を求めよう	
とする建築物が一戸建ての住宅の場合	
⑦ 当該建築物について標準計算基準	
を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	17,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	19,000円
ル以上のもの	
イ) 当該建築物について仕様基準を用	
いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	9,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	10,000円
ル以上のもの	
り 当該建築物について仕様・計算併	
用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	13,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	14,000円
ル以上のもの	

別表64の5の項第5号中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」 に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 書面の交付を求めようとする建築物 非住宅部分を が非住宅部分を有する建築物、工場等 有する建築物 部分を有する建築物、共同住宅等又は 又は工場等部 複合建築物である場合 分を有する建

築物にあって は⑦から田ま でのいずれか に規定する手 数料の額、共 同住宅等に あっては分か ら伸までのい ずれかに規定 する手数料の 額、複合建築 物にあっては ⑦から田まで のいずれか及 び付から生ま でのいずれか に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額。ただし、 非住宅部分及 び工場等部分 を有する建築 物の場合に は、ア及び分

又は⑦及び田 に規定する区 分に応じ、そ れぞれに規定 する手数料の 額を合算した 額が当該建築 物の非住宅部 分及び工場等 部分の床面積 の合計を全て 非住宅部分の 面積とみなし た場合のア又 は少に規定す る区分に応じ た手数料の額 を超えるとき は当該額とす る。

ア 当該建築物の非住宅部分について 標準入力法等基準を用いて評価を行 う場合

a 非住宅部分の計画の軽微な変更 224,000円 に係る部分(床面積の増加に係る 部分を除く。)の床面積の2分の 1の面積と当該計画の軽微な変更

に係る部分の面積のうち床面積の	
増加に係る部分の床面積との合計	
(以下この号において「軽微な変	
更に係る部分の床面積の合計」と	
いう。)が300平方メートル未満	
のもの	
b 非住宅部分の軽微な変更に係る	276,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 非住宅部分の軽微な変更に係る	357,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 非住宅部分の軽微な変更に係る	509,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 非住宅部分の軽微な変更に係る	627,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 非住宅部分の軽微な変更に係る	729,000円
部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	
g 非住宅部分の軽微な変更に係る	831,000円
	'

ガハのウモほのヘンゼの5,000元ナ	
部分の床面積の合計が25,000平方	
メートル以上のもの	
イ)当該建築物の工場等部分について 	
標準入力法等基準を用いて評価を行	
う場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る	23,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル未満のもの	
b 工場等部分の軽微な変更に係る	30,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 工場等部分の軽微な変更に係る	42,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 工場等部分の軽微な変更に係る	99,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 工場等部分の軽微な変更に係る	146,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 工場等部分の軽微な変更に係る	178,000円
 部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

未満のもの	
g 工場等部分の軽微な変更に係る	220,000円
部分の床面積の合計が25,000平方	
メートル以上のもの	
ウ 当該建築物の非住宅部分について	
モデル建物法基準を用いて評価を行	
う場合	
a 非住宅部分の軽微な変更に係る	86,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル未満のもの	
b 非住宅部分の軽微な変更に係る	108,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 非住宅部分の軽微な変更に係る	142,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 非住宅部分の軽微な変更に係る	229,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 非住宅部分の軽微な変更に係る	299,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
未満のもの	
f 非住宅部分の軽微な変更に係る	353,000円

部分の床面積の合計が10,000平方	
メートル以上25,000平方メートル	
未満のもの	
g 非住宅部分の軽微な変更に係る	415,000円
部分の床面積の合計が25,000平方	110,000
メートル以上のもの	
日本	
う場合	10.000
a 工場等部分の軽微な変更に係る	19,000円
部分の床面積の合計が300平方	
メートル未満のもの	
│ │ b 工場等部分の軽微な変更に係る│ │ │	26,000円
部分の床面積の合計が300平方 	
メートル以上1,000平方メートル	
未満のもの	
c 工場等部分の軽微な変更に係る	37,000円
部分の床面積の合計が1,000平方	
メートル以上2,000平方メートル	
未満のもの	
d 工場等部分の軽微な変更に係る	92,000円
部分の床面積の合計が2,000平方	
メートル以上5,000平方メートル	
未満のもの	
e 工場等部分の軽微な変更に係る	139,000円
部分の床面積の合計が5,000平方	
メートル以上10,000平方メートル	
<u> </u>	ı

	未満のもの	
	f 工場等部分の軽微な変更に係る	170,000円
	部分の床面積の合計が10,000平方	
	メートル以上25,000平方メートル	
	未満のもの	
	g 工場等部分の軽微な変更に係る	211,000円
	部分の床面積の合計が25,000平方	
	メートル以上のもの	
	オ 当該建築物の住宅部分について標	
	準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の軽微な変更に係る部	67,000円
	分の床面積の合計が300平方メー	
	トル未満のもの	
	b 住宅部分の軽微な変更に係る部	114,000円
	分の床面積の合計が300平方メー	
	トル以上2,000平方メートル未満	
	のもの	
	c 住宅部分の軽微な変更に係る部	193,000円
	分の床面積の合計が2,000平方メー	
	トル以上5,000平方メートル未満	
	のもの	
	d 住宅部分の軽微な変更に係る部	268,000円
	分の床面積の合計が5,000平方メー	
	トル以上のもの	
	め 当該建築物の住宅部分について仕	
	様基準を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の軽微な変更に係る部	32,000円
1		

ひの庄売集の合せが200平され	
分の床面積の合計が300平方メー	
トル未満のもの	50,000 50
b 住宅部分の軽微な変更に係る部	56,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル以上2,000平方メートル未満	
のもの	
c 住宅部分の軽微な変更に係る部	102,000円
分の床面積の合計が2,000平方メー	
トル以上5,000平方メートル未満	
のもの	
d 住宅部分の軽微な変更に係る部	149,000円
分の床面積の合計が5,000平方メー	
トル以上のもの	
(中) 当該建築物の住宅部分について仕	
様・計算併用法基準を用いて評価を	
行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部	50,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル未満のもの	
b 住宅部分の軽微な変更に係る部	85,000円
分の床面積の合計が300平方メー	
トル以上2,000平方メートル未満	
のもの	
c 住宅部分の軽微な変更に係る部	147,000円
分の床面積の合計が2,000平方メー	
トル以上5,000平方メートル未満	
のもの	

d 住宅部分の軽微な変更に係る部	208,000円
分の床面積の合計が5,000平方メー	
トル以上のもの	
イ 書面の交付を求めようとする建築物	
が一戸建ての住宅の場合	
⑦ 当該建築物について標準計算基準	
を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	17,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	19,000円
ル以上のもの	
イ) 当該建築物について仕様基準を用	
いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	9,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	10,000円
ル以上のもの	
り 当該建築物について仕様・計算併	
用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート	13,000円
ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メート	14,000円
ル以上のもの	

別表64の5の項第6号を削り、同項第7号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第9号」を「第8号」に改め、同号ア中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同号ア伊中「非住宅建築物をいう。以下この号、次号及び第10号」を「非住宅建築物をいう。以下この号及び次号」に、「非住宅部分(法第11

条第1項」を「非住宅部分(省令第1条第1項第1号」に、「非住宅部分をい う。以下この号、次号及び第10号」を「非住宅部分をいう。以下この号及び次 号」に、「ものをいう。以下この号、次号及び第10号」を「ものをいう。以下こ の号及び次号」に改め、「(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をい う。以下この号、次号及び第10号において同じ。)」及び「(法第11条第1項に 規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「又はd」を 「から e までのいずれか」に改め、同号ア(ア) a (a)中「第15条第 1 項」を「第14条 第1項」に改め、「(第10号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機 関」という。)」を削り、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、 「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号アプに次のように加える。

- e 当該建築物の住宅部分について 省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ (2)の基準又は省令第10条第2号イ (2)及び同号口(1)の基準(以下この 号及び次号において「誘導仕様・ 計算併用法基準」という。)を用 いて評価を行う場合
 - (a) 住宅部分の床面積の合計が | 50,000円(住 300平方メートル未満のもの

あっては、 10,000円) (b) 住宅部分の床面積の合計が | 85,000円(住 300平方メートル以上2.000平方 | 宅誘導基準適 合証等の提出

宅誘導基準適

合証等の提出

がある場合に

がある場合に

メートル未満のもの

20,000円) (c) 住宅部分の床面積の合計が 147,000円(住 2,000平方メートル以上5,000平 | 宅誘導基準適 方メートル未満のもの 合証等の提出 がある場合に あっては、 45,000円) (d) 住宅部分の床面積の合計が | 208,000円(住 5,000平方メートル以上のもの 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あっては、

別表64の5の項第7号アイツ中「、次号及び第10号」を「及び次号」に改め、同 号ア分に次のように加える。

> c 当該建築物について誘導仕様・ 計算併用法基準を用いて評価を行 う場合

(a) 床面積の合計が200平方メー 25,000円(住 トル未満のもの

宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あっては、 5,000円)

77,000円)

あっては、

(b) 床面積の合計が200平方メー 28,000円(住

トル以上のもの

宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あっては、 5,000円)

別表64の5の項第7号イ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同号 を同項第6号とし、同項第8号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、 「及び次号」を削り、同号アグ中「又はd」を「からeまでのいずれか」に改 め、同号アグに次のように加える。

- e 当該建築物の住宅部分について 誘導仕様・計算併用法基準を用い て評価を行う場合
 - (a) 住宅部分の計画の変更に係る | 50,000円(住 部分の床面積の合計が300平方 | 宅誘導基準適 メートル未満のもの

合証等の提出 がある場合に あっては、 10,000円)

(b) 住宅部分の計画の変更に係る | 85,000円(住 部分の床面積の合計が300平方 | 宅誘導基準適 メートル以上2,000平方メート | 合証等の提出 ル未満のもの

がある場合に あっては、 20,000円)

(c) 住宅部分の計画の変更に係る | 147,000円(住 部分の床面積の合計が2,000平 | 宅誘導基準適

方メートル以上5,000平方メー 合証等の提出 トル未満のもの がある場合に

合証等の提出 がある場合に あっては、 45,000円)

(d) 住宅部分の計画の変更に係る208,000円(住部分の床面積の合計が5,000平宅誘導基準適方メートル以上のもの合証等の提出

208,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あっては、 77,000円)

別表64の5の項第8号ア(イ)中「計画の変更に係る」を削り、同号ア(イ)に次のように加える。

c 当該建築物について誘導仕様・ 計算併用法基準を用いて評価を行 う場合

(a) 床面積の合計が200平方メー 13,000円(住 トル未満のもの 宅誘導基準適

13,000円(任 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あっては、 3,000円)

(b) 床面積の合計が200平方メー 14,000円(住 トル以上のもの 宅誘導基準適

14,000円(住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あっては、

3,000円)

別表64の5の項中第8号を第7号とし、同項第9号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を削る。

別表65の項第1号中「授与を受けようとする者」の次に「、法第5条第1項及び第16条の2の規定に基づく特定免許状失効者等に係る普通免許状の再授与を受けようとする者」を加え、同項第3号中「受けようとする者」の次に「並びに同項及び法第16条の2の規定に基づく特定免許状失効者等に係る特別免許状の再授与を受けようとする者」を加え、同項第4号中「及び」を「、同項及び法第16条の2の規定に基づく特定免許状失効者等に係る臨時免許状の再授与を受けようとする者並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表60の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

第29号議案

島根県収入証紙条例を廃止する条例

島根県収入証紙条例(昭和39年島根県条例第43号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第8項、第10項 及び第11項の規定は、令和13年4月1日から施行する。

(島根県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 県又はこの条例による廃止前の島根県収入証紙条例(以下この項及び附則第 6項において「旧証紙条例」という。)第5条第1項に規定する売りさばき人 (附則第4項及び第5項において「売りさばき人」という。)が売りさばいた 証紙(旧証紙条例第6条に規定するものを除く。附則第4項及び第5項におい て同じ。)については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から 令和8年9月30日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 証紙は、施行日以後においては、他の証紙と交換することができない。
- 4 証紙を保有する者(売りさばき人を除く。)は、施行日から令和13年3月31日までの間に限り、規則で定めるところにより、これを知事に返還して、当該証紙の額面金額の合計金額の還付を受けることができる。
- 5 売りさばき人は、規則で定めるところにより、その保有する売りさばき前の 証紙を、施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合にお いて、知事は、令和13年3月31日までに当該証紙を返還した者に対し、規則で 定めるところにより、当該証紙の額面金額の合計金額からその者が当該証紙を 買い受けるときに交付した証紙取扱手数料に相当する金額を控除した金額を還 付するものとする。
- 6 附則第2項の場合における証紙の取扱い(旧証紙条例第5条に規定するもの に係るものを除く。)については、別段の定めがある場合を除き、なお従前の

例による。

(島根県特別会計条例の一部改正)

7 島根県特別会計条例(昭和39年島根県条例第31号)の一部を次のように改正 する。

本則第1号中「(証紙代金収納計器による収納事業(自動車税の環境性能割及び種別割に係るものに限る。)を含む。)」を削る。

8 島根県特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ず つ繰り上げる。

(島根県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 証紙代金収納計器取扱人が附則第7項の規定による改正前の島根県特別会計条例本則第1号に規定する証紙発行事業(証紙代金収納計器による収納事業(自動車税の環境性能割及び種別割に係るものに限る。)に限る。)に係る還付を受けようとする場合は、施行日から令和13年3月31日までの間に限り、知事が別に定めるところにより、島根県証紙特別会計から還付を受けることができるものとする。
- 10 島根県証紙特別会計の令和12年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 11 附則第8項の規定の施行の際島根県証紙特別会計に属する権利義務は、令和12年度の出納の完結の際に一般会計に帰属するものとする。

第30号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部 を次のように改正する。

第18条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行9級相当教育職員」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行8級相当教育職員」という。)」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その 他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第19条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第20条第1項第1号中「道路(以下この項から第3項まで」を「道路(以下この条」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。)。」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該教育職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給

単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「もののうち」の次に「、第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で」を加え、「から通勤する特別急行列車等利用教育職員(第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「特別急行列車等」という。)」に、「以下この項において同じ。」を「第1号及び次項において同じ。」に改め、「をいう。次項において同じ。)。を「第1号及び次項において同じ。」に改め、「をいう。次項において同じ。)」を削り、同項第1号中「特別急行列車等に係る通勤手当」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける教育職員となった者のうち、第 1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で、当該適用の直前の住居(当該住居 に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のた め、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常 例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者に限る。) その他前項の規定による通勤手当を支給される教育職員との権衡上必要がある と認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員の通勤手当の額の算 出について準用する。

第20条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える教育職員の

通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教育職員の通勤手当に係る 支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位 期間の月数を乗じて得た額とする。

第20条の2第3項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける教育職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける教育職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員に限る。)」を削る。

第22条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした教育職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第26条の2第1項中「から第19条の2まで、第21条の2及び第21条の3」を「及び第18条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

高等学校等教育職給料表

教育職 員の区	一職務 の級	1級	2 級	特2級	3 級	4級
}	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	F.
	1	200,793	247,400	321,129	378,484	453,91
	2	203,103	248,907	322,937	379,991	455,72
	3	205,414	250,313	324,745	381,397	457,53
	4	207,623	251,720	326,452	382,803	459,34
	5	209,833	253,126	328,059	384,209	460,95
	6	212,144	254,331	329,968	385,716	462,65
	7	214,353	255,537	331,876	387,223	464,56
	8	216,563	256,742	333,785	388,629	466,27
	9	218,773	258,148	335,593	389,935	467,98
	10	220,983	259,354	337,602	391,441	469,58
	11	223,193	260,659	339,410	392,948	471,09
	12	225,403	261,965	341,218	394,455	472,60
	13	227,612	263,271	342,926	395,861	474,10
	14	229,722	265,180	344,633	397,368	475,41
	15	231,831	266,988	346,240	398,875	476,72
	16	233,941	268,796	347,847	400,381	478,02
	17	236,050	270,503	349,455	401,788	479,23
	18	237,858	272,713	350,760	403,395	479,93
	19	239,566	274,923	351,966	405,002	480,63
	20	241,273	277,133	353,171	406,509	481,34
	21	242,981	279,343	354,477	407,714	481,94
	22	244,287	281,552	356,084	409,120	401,34
	23	245,592	283,762	357,691	410,526	
	24	246,898	285,872	359,198	411,832	
	0.5	040 104	007.001	000 705	410, 400	
	25	248,104	287,881	360,705	413,439	
	26	249,309	289,789	362,312	414,846	
	27 28	250,514 251,720	291,698 293,506	363,919 365,426	416,151 417,558	
	00	050.005	005.014	0.00, 0.00	410.004	
	29	252,825	295,314	366,932	418,964	
	30	254,030	297,222	368,540	420,270	
	31 32	255,235 256,441	299,030 300,738	370,147 371,653	421,776 423,283	
	99	957.540	200 445	272 100	494 900	
	33	257,546	302,445	373,160	424,890	
	34	258,851	304,253	374,767	426,297	
	35	260,157	305,961	376,374	427,904	
	36	261,463	307,568	377,881	429,410	
	37	262,869	309,175	379,388	431,118	

	1	1	1	1	1	
	38	264,276	310,883	380,895	432,625	
	39	265,581	312,691	382,401	434,232	
	40	266,887	314,399	383,807	435,839	
	41	268,193	315,704	385,214	437,346	
	42	269,197	317,613	386,720	438,852	
	43	270,202	319,421	388,127	440,058	
	44	271,106	321,129	389,533	441,263	
	45	271,809	322,836	391,040	442,469	
	46	272,613	324,745	392,647	443,774	
	47	273,416	326,452	394,254	444,980	
	48	274,220	328,160	395,660	446,185	
	49	275,023	329,867	396,866	447,290	
	50	275,827	331,675	398,272	448,495	
	51	276,530	333,484	399,678	449,701	
	52	277,334	335,191	400,984	450,906	
	53	278,137	336,899	402,189	452,111	
	54	278,941	338,205	403,395	453,317	
	55	279,744	339,510	404,700	454,522	
	56	280,548	340,816	406,006	455,728	
	57	281,251	342,323	407,312	456,832	
	58	281,854	343,930	408,618	457,435	
	59	282,657	345,437	410,024	457,937	
	60	283,561	347,044	411,230	458,440	
	61	284,365	348,551	412,435	458,942	
	62	284,968	350,158	413,841	100,012	
	63	285,771	351,765	415,247		
	64	286,474	353,272	416,553		
	65	287,479	354,778	417,759		
	66	288,282	356,385	418,964		
	67	289,086	357,993	420,270		
	68	289,789	359,499	421,676		
	69	290,492	361,006	422,982		
	70	291,296	362,613	424,187		
	71	292,099	364,220	425,192		
	72	292,803	365,727	426,397		
	73	293,506	367,234	427,602		
定年前	74	294,209	368,841	428,707		
再任用	75	294,912	370,448	429,913		
短時間	76	295,515	371,955	430,917		
勤務教			,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
育職員	77	296,117	373,461	432,022		
以外の	78	296,820	374,868	433,027		
教育職	79	297,524	376,274	434,031		
員	80	298,126	377,580	435,035		
1		*	, l	* 1		

1	01	200 700	070 000	405 000	1	ı
	81	298,729	378,886	435,939		
	82	299,432	380,292	436,743		
	83	300,135	381,698	437,547		
	84	300,838	383,004	438,350		
	85	301,541	384,109	439,053		
	86	302,345	385,515	439,455		
	87	303,048	386,821	439,857		
	88	303,751	388,127	440,259		
	89	304,454	389,332	440,660		
	90	305,358	390,638	440,962		
	91	306,162	391,743	441,263		
	92	306,966	392,948	441,464		
		,	,	,		
	93	307,468	394,154	441,765		
	94	308,271	395,258	442,067		
	95	309,075	396,464	442,368		
	96	309,878	397,669	442,569		
	97	310,582	399,075	442,770		
	98	311,385	400,080	443,071		
	99	312,189	401,084	443,373		
	100	312,892	402,089	443,573		
	101	313,695	402,993	443,774		
	102	314,600	403,997	444,076		
	103	315,504	405,102	444,377		
	104	316,307	406,207	444,578		
	105	316,910	406,910	444,779		
	106	317,713	407,814			
	107	318,517	408,718			
	108	319,321	409,622			
	100	320,024	410 490			
	109		410,426			
	110	320,425	411,230			
	111	320,827	412,033			
	112	321,329	412,837			
	113	321,832	413,439			
	114	322,233	414,142			
	115	322,736	414,142			
	116	323,137	414,646			
		220,201				
	117	323,640	416,151			
	118	324,142	416,654			
	119	324,544	417,055			
	120	325,046	417,357			
	121	325,548	417,658			
	122	325,950	417,959			
	123	326,452 326,954	418,261 418,462			
	124					1

短時間 勤務教育職員		239,566	280,347	309,577	338,104	423,785
再任用		基字紹科万 額 円	基华和科力 領 円	基 年 和 科 月 領 円	基 年 和 科 月 領 円	— 基华和科力银 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
定年前	153	334,689 基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	151	334,488				
	150 151	333,885 334,187				
	149	333,684				
	110					
	148	333,484				
	146 147	332,881 333,182				
	145	332,680	423,685			
	144	332,379	423,484			
	143	332,178	423,283			
	141 142	331,675 331,876	422,680 422,982			
	139 140	331,173 331,475	422,279 422,480			
	138	330,872	421,977			
	137	330,671	421,676			
	136	330,370	421,475			
	135	330,068	421,274			
	134	329,867	420,973			
	133	329,667	420,672			
	132	329,466	420,471			
	131	329,265	419,900			
	129 130	328,662 328,963	419,667 419,968			
	128	328,461	419,466			
	127	328,160	419,265			
	125 126	327,859	418,964			
		327,557	418,663			

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表に定める額に7,734円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(以下「県立学校給与条例」という。)別表第1の 給料表の適用を受けていた教育職員であって同日においてその者が属していた 職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における 号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日において その者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の県立 学校給与条例(以下「改正後県立学校給与条例」という。)第18条の規定の適 用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支 給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適 用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当する教育職員とし て人事委員会規則で定めるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身

「(5) 重度心身障害者

障害者」とあるのは

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」 情にある者を含む。)」

と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000

円とする」とする。

(再任用教育職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第 1項の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施 行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号)附則第 38項に規定する暫定再任用教育職員(以下この条において「再任用教育職員」 という。)に対して切替日以後に新たに適用されることとなる改正後県立学校 給与条例第21条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした 再任用教育職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用教 育職員について適用する。

(人事委員会規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

7 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第24条の表中「から第19条の2まで、第21条の2及び第21条の3」を「及び 第18条」に、「から第19条の2まで、第20条の2」を「、第18条、第19条の 2」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

8 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する 条例の一部を次のように改正する。

附則第44項中「から第19条の2まで、第21条の2及び第21条の3」を「及び 第18条」に改める。

附則別表

号 給 の 切 替 表

高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給		新 号 給	
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	20
38	26	21 22	41
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	

42	38	
43	39	
65	61	
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
93		
	44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 90 91	44 40 45 41 46 42 47 43 48 44 49 45 50 46 51 47 52 48 53 49 54 50 55 51 56 52 57 53 58 54 59 55 60 56 61 57 62 58 63 59 64 60 65 61 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93

107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		
'		 <u> </u>	

第31号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の 一部を次のように改正する。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 次の各号に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
 - (1) 55歳以上の教職員で教育委員会規則で定めるもの(次号に掲げる教職員を除く。)
 - (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして教育委員会規則で定める教職員

第16条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行9級相当教職員」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行8級相当教職員」という。)」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その

他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第17条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第18条第1項第1号中「道路(以下この項から第3項まで」を「道路(以下こ の条」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5 項」に、「いう。)。」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3 号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を 超えるときは、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単 位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、 同条第3項中「もののうち」の次に「、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員 で」を加え、「から通勤する特別急行列車等利用教職員(第1項第1号又は第3 号に掲げる教職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下 この項において「特別急行列車等」という。)でその利用が教育委員会規則で定 める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるも の」を「からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (第1号、次項及び第5項において「特別急行列車等」という。)」に、「以下 この項において同じ。」を「第1号及び次項において同じ。」に改め、「をい う。次項において同じ。)」を削り、同項第1号中「特別急行列車等に係る通勤」 手当」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「特別 料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等の額に相当する額(第5項 において「特別料金等相当額」という。)」に改め、同条第4項を次のように改 める。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける教職員となった者のうち、第1 項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相 当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、 特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例と するもの(任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める者に限る。)その 他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認め られるものとして教育委員会規則で定める教職員の通勤手当の額の算出につい て準用する。

第18条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第18条の2第3項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他教育委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける教職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員に限る。)」を削る。

第19条の7第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした教育職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第20条の3第1項中「、第16条から第17条の2まで及び第19条の2から第19条の4まで」を「及び第16条」に改める。

第22条の9第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまで

の」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない」を「及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

中学校・小学校等教育職給料表

教育職 員の区	一 職務 の級	1級	2 級	特2級	3 級	4級
) }	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	F
	1	200,793	221,686	321,129	350,258	437,64
	2	203,103	224,097	322,937	351,765	438,95
	3	205,414	226,507	324,745	353,272	440,15
	4	207,623	228,918	326,452	354,778	441,46
	5	209,833	231,329	328,059	356,185	442,56
	6	212,144	233,740	329,968	357,591	443,67
	7	214,353	236,150	331,876	358,997	444,87
	8	216,563	238,561	333,785	360,403	446,08
	9	218,773	240,972	335,593	361,810	447,39
	10	220,983	242,579	337,602	363,115	448,59
	11	223,193	244,186	339,410	364,421	449,60
	12	225,403	245,793	341,218	365,727	450,70
	13	227,612	247,400	342,926	366,932	451,91
	14	229,722	248,907	344,633	368,238	452,71
	15	231,831	250,313	346,240	369,444	453,51
	16	233,941	251,720	347,847	370,649	454,42
	17	236,050	253,126	349,455	371,854	455,32
	18	237,858	254,331	350,760	373,060	455,82
	19	239,566	255,537	351,966	374,265	456,33
	20	241,273	256,742	353,171	375,370	456,83
	21	242,981	258,148	354,477	376,475	457,33
	22	244,287	259,354	355,883	377,680	401,00
	23	245,592	260,659	357,289	378,886	
	24	246,898	261,965	358,595	379,991	
	0.5	040 104	000 051	050 001	001 005	
	25	248,104	263,271	359,901	381,095	
	26	249,209	265,180	361,307	382,301	
	27 28	250,313 251,418	266,988 268,796	362,714 364,019	383,506 384,611	
		252.224	252 522	0.05.005	205 512	
	29	252,624	270,503	365,325	385,716	
	30	253,930	272,713	366,731	386,921	
	31 32	255,135 256,340	274,923 277,133	368,037 369,343	388,127 389,232	
		055 115				
	33	257,445	279,343	370,649	390,337	
	34	258,651	281,552	371,854	391,542	
	35	259,856	283,762	373,060	392,747	
	36	261,061	285,872	374,265	393,953	
	37	262,267	287,881	375,470	395,158	

	38	263,472	289,789	376,676	396,464	
	39	264,677	291,698	377,881	397,669	
	40	265,883	293,506	379,086	398,875	
	41	267,088	295,314	380,191	400,080	
	42	268,193	297,222	381,397	401,386	
	43	269,298	299,030	382,602	402,390	
	44	270,403	300,738	383,807	403,495	
	45	271,407	302,445	384,912	404,700	
	46	272,211	304,253	386,218	405,906	
	47	273,014	305,961	387,524	407,111	
	48	273,818	307,568	388,729	408,317	
	49	274,521	309,175	389,633	409,421	
	50	275,325	310,883	390,839	410,426	
	51	276,028	312,691	391,843	411,732	
	52	276,731	314,399	392,948	412,937	
	53	277,535	315,704	393,752	414,142	
	54	278,338	317,613	394,857	415,247	
	55	279,142	319,421	395,861	416,352	
	56	279,845	321,129	396,866	417,457	
	00	210,040	021,120	030,000	111,101	
	57	280,548	322,836	397,971	418,462	
	58	281,352	324,745	398,975	419,667	
	59	282,155	326,452	400,080	420,872	
	60	282,858	328,160	401,185	422,078	
	61	283,461	329,867	402,189	422,680	
	62	284,164	331,675	403,294	423,484	
	63	284,867	333,484	404,399	424,187	
	64	285,470	335,191	405,404	424,689	
	65	286,173	336,899	406,308	424,991	
	66	286,876	338,205	407,212	425,292	
	67	287,579	339,510	408,216	425,694	
	68	288,282	340,816	409,221	426,096	
	69	288,986	342,323	410,024	426,397	
	70	289,789	343,830	410,828	426,799	
	71	290,492	345,336	411,531	427,100	
	72	291,195	346,843	412,334	427,401	
	73	291,698	348,249	413,038	427,703	
定年前	74	292,401	349,756	413,640	428,105	
再任用	75	293,104	351,263	414,343	428,406	
短時間	76	293,707	352,769	415,047	428,707	
勤務教		200,101	552,155	110,011	120,101	
職員以	77	294,309	354,176	415,649	429,009	
外の教	78	295,012	355,682	416,352	429,310	
育職員	79	295,615	357,189	416,855	429,611	
	80	296,218	358,696	417,457	429,812	
		200,210	300,000	111,101	120,012	

	81	296,820	360,102	417,859	430,013	
	82	297,423	361,408	418,261		
	83	298,026	362,714	418,562		
	84	298,628	363,919	418,863		
	04	230,020	000,313	410,000		
	85	299,131	365,124	419,064		
	86	299,633	366,330	419,366		
	87	300,135	367,535	419,667		
	88	300,637	368,640	419,868		
	89	301,039	369,745	420,069		
	90	301,642	370,850	420,370		
	91	302,144	371,955	420,672		
	92	302,646	373,060	420,872		
	93	302,948	374,165	421,073		
	94	303,450	375,370	421,375		
	95	303,952	376,475	421,676		
	96	304,354	377,580	421,877		
	97	204.756	279 594	499.079		
		304,756	378,584	422,078		
	98	305,258	379,589	422,379		
	99	305,760	380,493	422,680		
	100	306,162	381,397	422,881		
	101	306,564	382,200	423,082		
	102	306,966	383,205	423,384		
	102	307,367	384,109	423,685		
	104	307,669	385,013	423,886		
	105	307,870	385,816	424,087		
	106	308,171	386,720	, , ,		
	107	308,472	387,624			
	108	308,673	388,528			
	100	500,075	500,520			
	109	308,874	389,332			
	110	309,075	390,337			
	111	309,376	391,241			
	112	309,678	392,145			
	113	309,878	392,747			
	114	310,079	393,651			
	115	310,280	394,555			
	116	310,582	395,459			
	115	010.000	000.000			
	117	310,883	396,263			
	118	311,084	396,966			
	119	311,385	397,770			
	120	311,687	398,573			
	121	311,887	399,176			
	122	312,088	399,879			
	123	312,289	400,582			
	124	312,591	401,185			
I	121	512,001	101,100	I	I	I

再任用 短時間 勤務教 職員		円 230,726	円 277,233	円 304,756	円 331,475	413,7
定年前	157	基準給料月額	412,636 基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	1.57					
	156		412,435			
	155		412,234			
	153 154		411,631 411,933			
	150		411 001			
	152		411,430			
	151		411,230			
	150		410,928			
	149		410,627			
	148		410,426			
	147		410,225			
	146		409,924			
	145		409,622			
	144		409,421			
	143		409,120			
	141 142		408,517 408,819			
	140		408,210			
	139 140		407,915 408,216			
	138		407,613			
	137		407,312			
	136		407,011			
	135		406,709			
	133 134		406,107 406,408			
	132		405,805			
	131		405,303			
	130		404,801			
	129		404,198			
	128		403,596			
	127		402,993			
	125 126	312,892	401,788 402,491			

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表に定める額に7,533円をそれぞれ加算した額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下この項から附則第5項までにおいて「切替日」という。)の前日において市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(以下「市町村立学校給与等条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の市町村立学校給与等条例(以下「改正後市町村立学校給与等条例」という。)第16条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるものに対しては」と、同条第2項中
 - 「(5) 重度心身障害者
 - 「(5) 重度心身障害者」とあるのは
- (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻

と、同条第3項中「13,000円」とあ

関係と同様の事情にある者を含む。)」

るのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養 親族については3,000円とする」とする。

(再任用教職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第 1項の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施 行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号)附則第 47項に規定する暫定再任用教職員(以下この項において「再任用教職員」とい う。)に対して切替日以後に新たに適用されることとなる改正後市町村立学校 給与等条例第19条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をし た再任用教職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用教 職員について適用する。

(子のある教職員の時間外勤務の制限に関する経過措置)

6 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の日を 時間外勤務の制限開始日とする改正後の市町村立学校給与等条例第22条の9第 2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育す るためのものに限る。)を行おうとする教職員は、施行日前においても、教育 委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(教育委員会規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、教育委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第25条の表中「、第16条から第17条の2まで及び第19条の2から第19条の4 まで」を「及び第16条」に、「から第17条の2まで、第18条の2」を「、第17 条の2」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する)

条例の一部改正)

9 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第51項中「、第16条から第17条の2まで及び第19条の2から第19条の4 まで」を「及び第16条」に改める。

附則別表

号 給 の 切 替 表

中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給		新号給		
10万億	特 2 級	3 級	4 級	
1	1	1	1	
2	1	1	1	
3	1	1	1	
4	1	1	1	
5	1	1	1	
6	1	1	1	
7	1	1	1	
8	1	1	1	
9	1	1	1	
10	1	1	1	
11	1	1	1	
12	1	1	1	
13	1	1	1	
14	2	2	1	
15	3	3	1	
16	4	4	1	
17	5	5	1	
18	6	6	2	
19	7	7	3	
20	8	8	4	
21	9	9	5	
22	10	10	6	
23	11	11	7	
24	12	12	8	
25	13	13	9	
26	14	14	10	
27	15	15	11	
28	16	16	12	
29	17	17	13	
30	18	18	14	
31	19	19	15	
32	20	20	16	
33	21	21	17	
34	22	22	18	
35	23	23	19	
36	24	24	20	

37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	+
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75 76	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	

91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

第32号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正 する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第1条 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,607人」を「1,606人」に、「1,000人」を「1,032人」に、「80人」を「79人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員定数条例(昭和31年島根県条例第37号)の一部を 次のように改正する。

第2条中「5,038人」を「5,011人」に、「351人」を「348人」に改める。 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例(昭和32年島根県条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項第1号中「73人」を「74人」に、「149人」を「150人」に、「847 人」を「858人」に、「443人」を「450人」に改める。

第3条中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第34号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年島根県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(令和6年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中11の項を12の項とし、 4 の項から10の項までを 1 項ずつ繰り下 げ、 3 の項の次に 1 項を加える改正規定を削る。

附則中「、規則で定める日から施行する。ただし、第2条並びに第4条第1項及び第3項の改正規定は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年4月 1日から施行する。

第35号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(令和6年島根県条例第13号) の一部を次のように改正する。

第2条のうち住民基本台帳法施行条例(平成14年島根県条例第41号)別表第2 中26の項を27の項とし、11の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次 に次のように加える改正規定を削る。

附則第1項第2号中「第2条中第6条の改正規定」を「第2条」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第36号議案

島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改正する条例

島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例(平成12年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県一般海域占用料等徴収条例

第1条中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改め、「占用料等」の次に「(海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項第1号及び第37条の5第1号の規定による土石の採取に係るものを除く。)」を加える。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「一般海域」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域並びに港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域以外の海域であって、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項又は海岸法第5条第1項の規定により県が管理を行う海域をいう。

第3条第1項中「第18条第3項」を「第18条第6項」に、「法定外公共用財産」を「一般海域」に改め、「、竹木」を削り、同条第2項中「、島根県道路占用料徴収条例(昭和28年島根県条例第18号)」及び「又は島根県流水占用料等徴収条例(平成12年島根県条例第28号)」を削る。

第4条第1号及び第2号中「法定外公共用財産」を「一般海域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第37号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例(昭和34年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。



| | 桂 川 団 地 | 鹿足郡津和野町 に改める。 | 青 原 団 地

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第1条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「申請」を「申請し、若しくは通知」に改め、同条に次の2 項を加える。

- 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国 土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。)第2条の 規定が適用される建築物(同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築 物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第 53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。)第11条第 1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性 判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項 (建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市の 低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。次項において「都市低 炭素化法」という。)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合 判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)を除く。)につ いて、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に 基づく審査を受けようとする者(市長若しくは市の建築主事若しくは建築副 主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。) は、別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右 欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。
- 6 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の 規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた 建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づ く建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第

18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者(市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。)は、別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

別表第4の1の項中「基づく確認」の次に「又は法第18条第3項の規定に基 づく審査」を加え、同項第1号中「申請」を「申請又は通知」に改め、同項第 2号中「確認」を「確認又は審査」に改め、同表の2の項中「基づく確認」の 次に「又は法第18条第3項の規定に基づく審査」を加え、同項第2号中「確 認」を「確認又は審査」に改め、同表の3の項中「基づく確認」の次に「又は 法第18条第3項の規定に基づく審査」を加え、同項第2号中「確認」を「確認 又は審査」に改め、同表の4の項中「基づく完了検査」の次に「又は法第18条 第21項の規定に基づく検査」を加え、同項第1号中「申請」を「申請又は通 知」に改め、同項第2号中「受けた建築物」の次に「又は法第18条第29項の規 定に基づく検査を受けた建築物」を加え、「申請」を「申請又は通知」に改 め、同項第3号中「完了検査」の次に「又は法第18条第21項の規定に基づく検 査」を加え、同表の4の2の項中「基づく中間検査」の次に「又は法第18条第 29項の規定に基づく検査」を加え、同項各号中「申請」を「申請又は通知」に 改め、同表の5の項及び6の項中「完了検査」の次に「又は法第18条第21項の 規定に基づく検査」を加え、同表の7の項中「又は第2号」を「若しくは第2 号又は第18条第38項第1号若しくは第2号」に改める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6(第11条関係)

1 第11条第5項に規定する建築確認又は審査

(1) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一 戸建ての住宅の場合 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (2) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共 同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住 宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消 費性能基準等を定める省令(平成28年 経済産業省 電土交通省 準省令」という。)第1条第1項第1号に規定す る非住宅部分をいう。次項において同じ。)を有 しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第 1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この 項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは 改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第 1号に規定する複合建築物をいう。)の場合 ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート ル以上のもの		
ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 13,000円 14,000円 (2) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「基国土交通省準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合ア住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものイ住宅部分の床面積の合計が300平方メートルは上2,000平方メートル未満のものウ住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のもの エ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のもの エ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のもの エ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円	(1) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一	
イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (2) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「基国土交通省準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合ア住宅部分の床面積の合計が300平方メートル表満のものイ住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものウ住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルト	戸建ての住宅の場合	
(2) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令第1号。以下この頃において「基国土交通省準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合ア住宅部分の床面積の合計が300平方メートル表満のものイ住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものウ住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 72,000円ル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円ル以上のもの	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令第1号。以下この頃において「基国土交通省準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。)を有しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合ア住宅部分の床面積の合計が300平方メートル表満のものイ住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものウ住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルルトルル以上5,000平方メートル未満のものエ使宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルト	イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円
宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「基国土交通省準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。)を有しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合ア住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものイ住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものウ住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルル以上のもの第11条第6項に規定する完了検査	(2) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共	
費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「基国土交通省準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。)次項において同じ。)を有しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合ア住宅部分の床面積の合計が300平方メートル表満のものイ住宅部分の床面積の合計が300平方メートルり上2,000平方メートル未満のものウ住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの第11条第6項に規定する完了検査	同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住	
経済産業省 国土交通省 準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。)を有しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 23,000円未満のものイ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 36,000円以上2,000平方メートル未満のものウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 157,000円ル以上5,000平方メートル未満のものエ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円ル以上のもの	宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消	
本当会第1号。以下この項において「基 車当令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。)を有 しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第 1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この 項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは 改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第 1号に規定する複合建築物をいう。)の場合 ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート ル以上のもの 2 第11条第6項に規定する完了検査	費性能基準等を定める省令(平成28年	
る非住宅部分をいう。次項において同じ。)を有しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合ア住宅部分の床面積の合計が300平方メートル表満のものイ住宅部分の床面積の合計が300平方メートルり、23,000円以上2,000平方メートル未満のものウ住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル表満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルル以上5,000平方メートル未満のものエ住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートフ2,000円ル以上のもの	令第1号。以下この項において「基	
しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第 1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この 項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは 改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第 1号に規定する複合建築物をいう。)の場合 ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート ア は宅部分の床面積の合計が5,000平方メート ア は宅部分の床面積の合計が5,000平方メート ア2,000円	準省令」という。)第1条第1項第1号に規定す	
1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この 項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは 改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第 1号に規定する複合建築物をいう。)の場合 ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 23,000円 未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 36,000円 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの	る非住宅部分をいう。次項において同じ。)を有	
項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは 改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第 1号に規定する複合建築物をいう。)の場合 ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 23,000円 未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 36,000円 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの	しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第	
改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第 1号に規定する複合建築物をいう。)の場合 ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 23,000円 未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 36,000円 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの	1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この	
1号に規定する複合建築物をいう。)の場合 ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 23,000円 未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 36,000円 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの 2 第11条第6項に規定する完了検査	項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは	
ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 23,000円 未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 36,000円 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの	改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第	
未満のもの イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 36,000円 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの 2 第11条第6項に規定する完了検査	1号に規定する複合建築物をいう。)の場合	
イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル 36,000円 以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの 2 第11条第6項に規定する完了検査	ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	23,000円
以上2,000平方メートル未満のもの ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの 2 第11条第6項に規定する完了検査	未満のもの	
ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート 57,000円 ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの 2 第11条第6項に規定する完了検査	イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	36,000円
ル以上5,000平方メートル未満のもの エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの 2 第11条第6項に規定する完了検査	以上2,000平方メートル未満のもの	
エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート 72,000円 ル以上のもの 2 第11条第6項に規定する完了検査	ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート	57,000円
ル以上のもの 2 第11条第 6 項に規定する完了検査	ル以上5,000平方メートル未満のもの	
2 第11条第6項に規定する完了検査	エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート	72,000円
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ル以上のもの	
(1) 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅 5,000円	2 第11条第6項に規定する完了検査	
	(1) 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅	5,000円

の場合	
(2) 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有す	
る場合	
ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	10,000円
未満のもの	
イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	20,000円
以上2,000平方メートル未満のもの	
ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メート	44,000円
ル以上5,000平方メートル未満のもの	
エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メート	77,000円
ル以上のもの	
(3) 検査を受けようとする建築物が非住宅部分(工	
場その他のこれに類するもので知事が定めるもの	
の部分を除く。以下この号において同じ。)を有	
する場合	
ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メート	10,000円
ル未満のもの	
イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メート	16,000円
ル以上1,000平方メートル未満のもの	
ウ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メー	26,000円
トル以上2,000平方メートル未満のもの	
エ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メー	78,000円
トル以上5,000平方メートル未満のもの	
オ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メー	124,000円
トル以上10,000平方メートル未満のもの	
カ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メー	153,000円
トル以上25,000平方メートル未満のもの	

キ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メー 192,000円 トル以上のもの

(4) (2)及び(3)のいずれにも該当する場合

(2)及び(3)に規定 する区分に応 じ、それぞれ当 該手数料を合算 した額

第2条 島根県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第4の1の項第1号ア中「5.030円」を「8.600円」に改め、同号イ中 「9,050円」を「15,600円」に改め、同号ウ中「14,000円」を「24,700円」に改 め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「19,000円」を 「26,900円」に改め、同号ケ中「462,000円」を「567,000円」に改め、同号中 ケをコとし、同号ク中「240,000円」を「321,000円」に改め、同号中クをケと し、同号キ中「140,000円」を「192,000円」に改め、同号中キをクとし、同号 カ中「48,200円」を「107,000円」に改め、同号中力をキとし、同号オ中 「34,100円」を「63,700円」に改め、同号中才を力とし、エの次に次のように 加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500 | 申請又は通知 1 平方メートル以内のもの

件につき 35,500円

別表第4の1の項第2号中「9,030円」を「23,400円」に、「5,030円」を 「14.300円」に改め、同表の2の項中「9.030円」を「23.400円」に、「5.030 円」を「14,300円」に改め、同表の3の項中「8,050円」を「17,700円」に、 「4,020円」を「11,100円」に改め、同表の4の項第1号ア中「10,000円」を 「14,000円」に改め、同号イ中「12,000円」を「21,000円」に改め、同号ウ中 「16,000円」を「32,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平 方メートル」に、「22,000円」を「41,000円」に改め、同号中ケをコとし、ク をケとし、キをクとし、同号カ中「50,300円」を「64,000円」に改め、同号中 カをキとし、同号オ中「36,100円」を「55,000円」に改め、同号中オをカとし、 エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500 申請又は通知1 平方メートル以内のもの

件につき 44,000円

別表第4の4の項第2号ア中「9,000円」を「13,000円」に改め、同号イ中 「11.000円」を「20.000円」に改め、同号ウ中「15.000円」を「30.000円」に 改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「21,000円」 を「40,000円」に改め、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、同号カ 中「47,000円」を「61,000円」に改め、同号中力をキとし、同号オ中「35,000 円」を「53,000円」に改め、同号中才を力とし、工の次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500 申請又は通知1 平方メートル以内のもの

件につき 43,000円

別表第4の4の項第3号中「13,000円」を「37,000円」に改め、同表の4の 2 の項第1号中「9.030円」を「12.900円」に改め、同項第2号中「11,000円」 を「19.600円」に改め、同項第3号中「15.000円」を「29.700円」に改め、同 項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「20,000円」を 「38,500円」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7 号を第8号とし、同項第6号中「45,300円」を「47,600円」に改め、同号を同 項第7号とし、同項第5号中「33,100円」を「46,600円」に改め、同号を同項 第6号とし、同項第4号の次に次のように加える。

(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方 申請又は通知1

メートルを超え、500平方メートル以内のもの

件につき 39,800円

別表第4の5の項中「13,000円」を「37,000円」に改め、同表の6の項中「9,050円」を「30,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

第39号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条 例

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第 59号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「行9級職員等」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の3第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第7条第1号中「道路(以下」を「道路(第3号において」に、「料金(以下」を「料金(同号において」に、「第3号」を「同号」に改め、同条第2号中「用具(以下」を「用具(次号において」に、「次号」を「同号」に改める。

第14条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条の3第2項中「第6条の3まで及び第9条」を「第6条の2まで」に改め、同条第3項中「、第7条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当及び地域手当に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年島根県条例第一号)附則第6項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第8条第1項ただし書に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に相当するものとして管理者が定める職員に対して「(5) 重度心身障害
 - は」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは (6) 配偶者(届出

者

とする。

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間は、改正後の条例第17条の2中「職員の給与に関する条例」とあるのは「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年島根県条例第一号)附則第6項から第8項まで」と、「及び職員の退職手当に関する条例」とあるのは「並びに職員の退職手当に関する条例」とする。
- 4 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、改正後の条例第17条の2中「職員の給与に関する条例」とあるのは「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年島根県条例第一号)附則第7項及び第8項」と、「及び職員の退職手当に関する条例」とあるのは「並びに職員の退職手当に関する条例」とする。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第 1項の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施 行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号)附則第 9項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」という。)に対して施行日以後に新たに適用されることとなる改正後の条例第9条の規定は、施行日以後に同条第2項に規定する移転をした再任用職員について適用する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

6 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する 条例の一部を次のように改正する。

附則第54項中「から第6条の3まで及び第9条」を「及び第6条」に改める。

第40号議案

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

島根県工業用水道料金徴収条例(昭和43年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表飯梨川工業用水道の項中「17円50銭」を「25円」に、「35円」を「50円」 に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県立自然公園条例の一部を改正する条例

(島根県立自然公園条例の一部改正)

第1条 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「第6条」を「第6条・第6条の2」に、「第6条の2」を「第6条の3」に、「第5章 保護及の3」に、「第5章 保護及び利用(第11条 第17条)」を 第5章の2 質 び利用(第11条 第17条)

に改め の高い自然体験活動の促進のための措置(第17条の2 第17条の6)」 る。

第6条の見出し中「の決定」を削り、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。
 - 第6条の2第1項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会 の意見を聴くことを要しない。

第6条の2を第6条の3とし、第3章中第6条の次に次の1条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第6条の2 第7条の7第1項に規定する協議会は第7条の8第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第17条の2第1項に規定する協議会は第

17条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第7条の前に次の1条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

- 第6条の4 第7条の7第1項に規定する協議会は、知事に対し、第7条の8 第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決 定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該 提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならな い。
- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする 必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会 に通知しなければならない。

第7条の3第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者(第7条第3項の認可を受けた者に限る。)が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第7条の7第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第7条の8第4項の

認定(第7条の9第1項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第7条の7を第7条の12とし、第7条の6の次に次の5条を加える。

(利用拠点の質の向上のための協議会)

- 第7条の7 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第16条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 当該市町村
 - (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
 - (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であって利用拠点の整備改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
 - (4) その他当該市町村が必要と認める者
- 3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあっては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

- 4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則 で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であって第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申 出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議 会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

- 第7条の8 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画(以下「利用拠点整備改善計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 利用拠点整備改善計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
 - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的

な方針

- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- (5) 第7条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあっては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第7条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあっては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項 に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請 に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると 認めるときは、その認定をするものとする。
 - (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
 - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
 - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認 定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第7条の9 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしよう

とするときは、第7条の7第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第4項の認定(前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第7条の11 において同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更を したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

- 第7条の10 知事は、第7条の8第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画 (変更があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各 号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すこと ができる。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を 公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第7条の11 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第7条の8第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第7条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第11条第8項中「前4項」を「第4項及び前3項」に改め、同項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項中第3号を

第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定自然体験活動促進事業(第17条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第17条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行為

第11条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、 同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4 項の次に次の1項を加える。

5 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

第13条第7項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 認定自然体験活動促進事業として行う行為 第17条第1項に次の1号を加える。
- (3) 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第17条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(質の高い自然体験活動の促進のための協議会)

- 第17条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 当該市町村
 - (2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業

(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施し、又は実施すると見 込まれる者

- (3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者
- 3 第7条の7第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第17条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第17条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

- 第17条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画(以下「自然体験活動促進計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 自然体験活動促進計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)

- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施 主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項
- 3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
 - (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
 - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認 定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

- 第17条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第17条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第3項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その

旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

- 第17条の5 知事は、第17条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画 (変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然 体験活動促進計画」という。)が第17条の3第3項各号のいずれかに適合し なくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を 公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

- 第17条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第17条の3 第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その 他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計 画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る 工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが できる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

第18条第1項中「第25条第1号」を「第25条第1項第1号」に改める。 第24条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第25条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」 に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

- 2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
 - (1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収

集し、及び提供すること。

- (2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第26条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第31条の2 県及び市町村は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第33条中「第7条の6第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第7条の6第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第11条第4項の規定に違反したとき。

第34条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第1号中「第7条第6項」を「第7条第3項の認可を受けた者が同条第6項」に、「者(同条第3項の認可を受けた者に限る。)」を「とき。」に改め、同条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第3号とする。

第35条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第36条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第7条の7第1項」を「第7条の12第1項若しくは第2項若しくは第17条の6第1項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号から第6号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第7

号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」 に改め、同条第8号中「者」を「とき。」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。)(以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(有期のものに限る。)(以下この項において「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項において「禁錮」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中第33条の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)及び第34条の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は同年6月1日から、第33条の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)、第34条の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)並びに第36条第1号の改正規定(第7条の12第2項及び第17条の6第1項に係る部分に限る。)及び第36条第7号の改正規定(第17条第1項第3号に係る部分に限る。)は同年7月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第 45号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 6 号左欄の(4)中「第11条第 5 項」を「第11条第 6 項」に改め、
同欄の(5)中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改め、同欄の(6)中「第11条
第7項」を「第11条第8項」に改める。

第42号議案

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に 関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

- 第1条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。
 - (1) 島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に 関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第62号)第13条第1項第6号 及び第22条第1項第6号
 - (2) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例(平成24年島根県条例第64号)第148条第1項、第183条第1項並 びに第190条第1項第1号、第2号及び第4号
 - (3) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第65号)第130条第1項、第167条第1項並びに第174条第1項第1号、第2号及び第4号
 - (4) 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第66号)第11条第1項及び第10項
 - (5) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年 島根県条例第18号)第27条第1項、第45条第1項第2号、第57条第1項、第 67条第1項、第4項及び第12項、第82条第1項、第93条第1項並びに第101 条第1項
 - (6) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第75号)第88条第4項

- (7) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年島根県条例第76号)第38条第5項
- (8) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第77号)第45条第4項
- (9) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第80号)第30条第5項
- (10) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第81号)第7条第1項及び 第7項
- (11) 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第82号)第5条第1項及び 第4項
- (島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 第2条 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24年島根県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各 号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若し くは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」 を加える。

(島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年島根県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中

「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第45条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各 号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若し くは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」 を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第4条第12項中「当該事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理 栄養士」を加える。

(島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令 和 6 年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第43号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表医学生地域医療奨学金の項貸付金の種類の欄中(2)の次に次のように加える。

(3) 自治医科大学医学部に在学する者のうち同部への出願において出願地に島根県を選択し、入学した者(同部の第2次募集の出願地に他の都道府県を選択し、入学した者を除く。)

第2条の表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄中第6号を第7号とし、 第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 自治医科大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者(医学部に在学していた者のうち同部への出願において出願地に島根県を選択し、入学した者であって、その課程を修了した者に限る。)が、国家試験に合格した日の属する月の翌月から直ちに、指定医療機関において貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事した(特定地域医療機関においてその期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。)とき(同部を卒業した医師同士の婚姻に係る措置として、島根県が他の都道府県と勤務配置等に関する協定を締結した場合で知事が別に定める機関において業務に従事したときは、指定医療機関において業務に従事したものとみなす。)。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第12条の4第2項の規定に基づき、児童相談所に設置する児童を一時保護する 施設(以下「一時保護施設」という。)の設備及び運営に関する基準(以下 「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的等)

第2条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(最低基準と一時保護施設)

- 第3条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

- 第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一 人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運 営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外 部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなけ ればならない。
- 4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を 達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及び これらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならな い。

(非常災害対策)

- 第5条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常 災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、 これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画 の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点 呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在 を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第8条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分 等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

- 第9条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向(法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

- 第10条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。
- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、 児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

- 第12条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込 みを禁止してはならない。
- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを 得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十 分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならな い。
- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、 き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げ

る行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (業務継続計画の策定等)

- 第14条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

- 第15条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。)、相談室、食堂(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。)を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)、調理室、浴室及び便所を設けること。
 - (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
 - (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
 - (4) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1

室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。

- (5) 少年(法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。)の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童(少年を含む。以下この号において同じ。)で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。
- (一時保護施設における職員の一般的要件)
- 第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
 - (一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)
- 第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2

項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

- 第18条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する一時保護施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6 人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人 以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

- 第19条 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、 職員2人以上を置かなければならない。
- 2 一時保護施設(前項に規定するものを除く。)には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。
- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第 1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、 前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努め

なければならない。

(一時保護施設の管理者等)

- 第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。
- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務(法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。)に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭 庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならな い。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

- 第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
 - (4) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)に おいて、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は 社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102 条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若

しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した 者

- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修 する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めた もの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- 2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表 第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(心理療法担当職員の資格)

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

- 第23条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校 の教諭の免許状を有する者でなければならない。
- 2 学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び 学齢生徒をいう。)を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上 置くものにあっては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有す

る学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学 習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

- 第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。
- 2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

- 第25条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持 することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなけ ればならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それら の管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含

む。) により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並び に入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならな い。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努め なければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

- 第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。
- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童 の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

- 第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。
- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積 及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければなら

ない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

- 第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的 生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう に行わなければならない。
- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行う ことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなけれ ばならない。
- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も 当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。 (関係機関との連携)
- 第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等 関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

- 第31条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程 を設けなければならない。
 - (1) 入所する児童の支援に関する事項
 - (2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第32条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿 を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知 り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じな ければならない。

(苦情への対応)

- 第34条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情 に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等 の必要な措置を講じなければならない。
- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - (設備に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第 15条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年

厚生省令第63号。次項において「児童福祉施設設備運営基準」という。)第41 条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和8年3月31日までの間は、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

第45号議案

島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

島根県子ども・子育て支援推進会議条例(平成25年島根県条例第25号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「機関」の次に「並びにこども基本法(令和4年法律第77号)第13条 第3項の規定に基づく協議会」を加える。

第2条第1項中「20人」を「30人」に改め、同条第2項中「に関し」を「又は こども基本法第2条第2項に規定するこども施策に関し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間において、この条例による改正後の島根県子ども・子育て支援推進会議条例第2条第2項に規定する委員として新たに任命される者の任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

第46号議案

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年島根県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第47号議案

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を 定める条例の一部を改正する条例

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成24年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学 若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は」を「又は」に、 「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「2年以上水 道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条におい て「水道等」という。)」に改め、「者」の次に「(1年6月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第2号中「の 土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若し くは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する 学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、 「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 に限る。)」を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「(次号において 「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同 じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2年6月以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条中 第6号を第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に 「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限 る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次 に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」 に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号 を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第48号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第61号)の 一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項病床数(床)の欄中「522」を「520」に、「40」 を「36」に改める。

第2条 島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。 別表島根県立中央病院の項病床数(床)の欄中「36」を「28」に改める。 附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

第49号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条 例

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第 29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「行9級職員等」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第10条第1号中「道路(以下」を「道路(第3号において」に、「料金(以下」を「料金(同号において」に、「第3号」を「同号」に改め、同条第2号中「用具(以下」を「用具(次号において」に、「次号」を「同号」に改める。

第18条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日 又は休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の 間」の次に「(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務し た」を「勤務をした」に改める。

第23条第2項中「から第9条まで及び第13条」を「及び第7条」に改め、同条 第3項中「、第11条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年島根県条例第一号)附則第6項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第8条第1項ただし書に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に相当するものとして管理者が定める職員に対して「(5) 重度心身障害

は」と、同条第2項中「⑸ 重度心身障害者」とあるのは

(6) 配偶者(届出

者

とする。

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

3 施行日から令和8年3月31日までの間は、改正後の条例第22条中「職員の給与に関する条例」とあるのは「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年島根県条例第一号)附則第6項」と、「及び職員の退職手当に関する条例」とあるのは「並びに職員の退職手当に関する条例」とする。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第 1項の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施 行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号)附則第 9項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」とい う。)に対して施行日以後に新たに適用されることとなる改正後の条例第13条 の規定は、施行日以後に同条第2項に規定する移転をした再任用職員について 適用する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する)

条例の一部改正)
5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部を次のように改正する。